

特集 1

東日本大震災に関する
日弁連の被災者支援活動

東日本大震災に関する日弁連の被災者支援活動

1 日弁連における東日本大震災・福島原発事故に関する動き

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故が発生してから、1年7か月以上が経過した。いまだ約32万人もの避難者が存在（2012年10月10日復興庁発表）するなど、思うように復旧・復興が進んでいない現状にある。その一方で、次第にこの未曾有の災害に対する世間の関心が薄れつつあることも危惧される。

日弁連は、震災及び事故発生後、直ちに対策本部を立ち上げ、弁護士会、弁護士会連合会、日本司法支援センターと協力し、電話相談あるいは被災地域の避難所、地方自治体等に赴いて無料法律相談を実施し、また、被災後の様々な問題を解決するために、各種立法提言、法律改正の提言、政策提言等の被災者支援のための活動を行ってきた。

日弁連は、被災地の復旧・復興の主体は被災者であり、復旧・復興は憲法の保障する基本的人権を回復するための「人間の復興」であるという理念にあり、その理念に基づき、避難所等における無料相談や二重ローン問題の解消の提言を始めとした被災者に対する法的支援活動、原発事故被害者への適正な損害賠償の実現のための提言及び損害賠償だけでは賄いきれない生活再建等の被害者支援を国の責任の下で行うことを求めるための立法活動、さらには復興まちづくり支援などを通じて被災者・原発事故被害者の救済と被災地の復旧・復興支援に取り組んでいる。

これらの日弁連の活動の結果、短期間に、政府、国会を動かし、具体的な立法や運用の改善が行われたことは、いまだかつてなかったといってもよい。しかしながら、被災者・原発事故被害者の救済及び被災地の復旧・復興にはまだまだ程遠い現状にあることも事実である。

日弁連には、この悲劇を決して風化させず、今後も引き続き、被災地、被災者・原発事故被害者に寄り添い、弁護士の叡智を結集して、被災者・原発事故被害者の救済及び被災地の復旧・復興のために全力で取り組んでいくことが求められている。

本特集では、東日本大震災発生直後から、2012年7月31日までの日弁連の取組について紹介する。

■資料1-1-1 東日本大震災・福島原発事故に関する動き（日弁連・政府等・社会）■

日時	日弁連の活動	政府等の動き・社会の出来事
2011年（平成23年）		
3月11日 14:46 「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」発生（国内観測史上最大のM9.0）		
3月	11日（金）	「東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部」設置（当初は「東北地方太平洋沖地震災害対策本部」と呼称） 14:46 （気象庁）緊急地震速報（警報）を発表 14:49 （気象庁）岩手県、宮城県、福島県などに大津波警報 15:14 災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部設置 ・東北6県で約465万戸が停電 ・千葉市、浦安市、香取市、我孫子市などで液状化現象が発生 ・首都圏で帰宅困難者が多数発生 【福島原発関連】 15:37頃 福島原発に最大津波が襲来、1、2、4号機が全電源喪失、3号機が全交流電源喪失（SBO） 21:23 福島第一原発から半径10km圏内の住民に対する屋内待避を指示
	12日（土）	0:00 災害対策本部において災害対策本部メールマガジンを発行 「東北地方太平洋沖地震にあたっての緊急会長談話」 東日本大震災への義捐金の募集を開始 最高裁判所総務局長宛に、「法令の定めによる遵守すべき法定期間などに関して期間伸長、訴訟行為追完（民事訴訟法）、あるいは上訴権回復（刑事訴訟法）等法令に従った対応をとられ、当事者の不利益とならぬよう処理いただきたく要望いたします」との要望書を提出 【福島原発関連】 5:44 総理指示により福島第一原発の10km圏内に避難指示 14:30頃 1号機のベント 15:36 1号機建屋が水素爆発 18:25 福島第一原発から半径20km圏内の住民へ避難を指示 19:04 1号機に海水注入開始 ・（閣議）東日本大震災及び関連する原子力発電所事故について、全国を対象とする「激甚災害」に指定 ・（内閣府）被災者生活再建支援法の適用を決定 長野県北部を震源とする地震が発生（負傷者46名）

日 時	日弁連の活動	政府等の動き・社会の出来事
3月	13日(日)	(宮城県警) 県警本部長「県内の犠牲者、万人単位は必至」 ・被災5県(青森、岩手、宮城、福島、茨城)に設けた避難所136市2415ヵ所に30万9881人が避難と推計
	14日(月)	【福島原発関連】 11:01 3号機建屋が水素爆発 15:45 2号機の冷却機能が停止 18:22 2号機の核燃料棒が完全露出
	15日(火)	【福島原発関連】 5:26 政府・東京電力による対策統合本部を設置 6:14 2号機圧力抑制室付近で大きな衝撃音、4号機でも原子炉建屋が損壊 11:00頃 福島第一原発周辺20~30km圏内の住民に屋内待避指示 ・(厚生労働省・経済産業省) 福島第一原発で緊急作業にあたる作業員の被ばく線量の上限を年間100mSvから250mSvに引き上げ ・東京株式市場で日経平均株価が暴落(前日比1015円安) 静岡県東部を震源とする地震が発生(負傷者57人)
	16日(水)	【福島原発関連】 5:45 4号機建屋4階付近から火災発生を確認 8:34 3号機より白煙が大きく噴出 ・(消費者庁) 首都圏を中心に買いだめが深刻化していることから、「蓮舫消費者担当大臣からの生活関連物資の購買に関するお願い」を発表 ・(アメリカ) ルース米駐日大使が、原発から半径80km以内の米国人に避難勧告 ・円が一時76円台まで急騰し、戦後最高値を更新
	18日(金)	・(警察庁) 死者6911人で阪神・淡路大震災を超えたと公表。戦後最悪の自然災害に ・(原子力安全・保安院) 1~3号機の事故について、国際評価尺度(INES)をレベル5に引き上げ。東海村JCO臨界事故を超える国内最悪の評価
	19日(土)	・(双葉町) 双葉町長や町民ら約1200人が埼玉県に避難。町災害対策本部を含む町役場機能も移転
	22日(火)	「東北地方太平洋沖地震電話相談実施にあたっての日弁連コメント」
	23日(水)	「東日本大震災電話相談」を開設(無料、平日10:00~15:00)(日本司法支援センター・東京三弁護士会との共催) 日弁連ホームページに「東日本大震災・原発事故 災害復興支援ページ」を開設(各弁護士会の法律相談窓口及び「東日本大震災法律相談Q&A」などを掲載)
	25日(金)	「東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故に関する会長声明」
	27日(日)	「平成23年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程(会規第81号)に関する確認事項」を理事会で承認
	28日(月)	宇都宮会長が仙台市若林区を視察、仙台弁護士会館で記者会見を実施
	29日(火)	「外国人のための東日本大震災電話相談」を開設(関弁連・東京三弁護士会との共催)
4月	1日(金)	・(閣議) 巨大地震による災害の名称を「東日本大震災」に決定
	4日(月)	・福島第一原発の汚染水1万5000トンを海中に放出 ・茨城県北茨城市沖でとれたコウナゴから高濃度の放射性ヨウ素が検出
	6日(水)	宇都宮会長が岩手県釜石市・陸前高田市を視察、翌4/7に岩手弁護士会で記者会見を実施
	7日(木)	宮城県沖を震源とするM7.2の地震が発生(死者4人、負傷者多数)
	10日(日)	「被災女性のための東日本大震災電話法律相談」を開設。NPO法人全国女性シェルターネットワークとの共催、2012年3月31日まで ・第17回統一地方選挙
	11日(月)	「東日本大震災福島県現地法律相談」を開始(面談・無料)(於:ビッグバレットふくしま[郡山市]、日本司法支援センター・東京三弁護士会との共催) 宇都宮会長が福島市を視察(〜4/12) 17:16頃 福島県浜通りを震源とするM7.0の地震が発生(死者5人、負傷者12人) ・東日本大震災から1カ月。各地で追悼集会 ・(文部科学省) 原子力発電所事故による経済被害対応本部発足

日 時	日弁連の活動	政府等の動き・社会の出来事
4 月	12 日 (火)	14:07頃 福島県浜通りを震源とするM6.0の地震が発生(負傷者5人) ・(原子力安全・保安院) 福島第一原発事故の国際評価尺度(INES)の暫定評価を、チェルノブイリ原発事故に並ぶ最悪のレベル7に引き上げ
	14 日 (木)	「東日本大震災に関する第一次緊急提言」(4/14 内閣官房長官に提出) ・東日本大震災復興構想会議 第1回会議
	15 日 (金)	・(原子力発電所事故による経済被害対応本部)「原子力災害被害者に対する緊急支援措置について」を決定、避難・屋内退避住民への仮払いの実施を決定 ・(文部科学省)原子力損害賠償紛争審査会 第1回会議
	19 日 (火)	・(文部科学省)福島県内小中学校の暫定利用基準を公表。校庭線量の上限を年間20mSv(毎時3.8mSv)とする通達
	20 日 (水)	松岡副会長が、仙台市・石巻市・いわき市、郡山市を視察(～4/21)、仙台弁護士会において記者会見を実施
	22 日 (金)	「東日本大震災で生じた二重ローン問題などの不合理な債務からの解放についての提言」 「原子力損害賠償紛争審査会の構成と議事運営の改善について(要望)」 「東日本大震災後の日本の温暖化対策に関する会長声明」 「『福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について』に関する会長声明」 「東日本大震災で生じた二重ローン問題などの不合理な債務からの解放についての提言」
	27 日 (水)	院内集会「東日本大震災における二重ローン問題を考える～'平成の徳政令'による、不合理な債務からの解放を～」を開催 東日本大震災被災者の法的支援に関する日本司法支援センターとの基本合意締結
	28 日 (木)	「原子力損害賠償紛争審査会における一次指針の策定に関する会長声明」 ・(原子力損害賠償紛争審査会)「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」を決定
	29 日 (金)	「宮城県下震災避難所無料法律相談」を実施。避難所95ヵ所に全国から延べ305名の弁護士を派遣。相談総数は966件。(面談・無料、日本司法支援センター・仙台弁護士会と共催、4/29、4/30、5/1の3日間) ・東北新幹線が全線運転再開
	5 月	2 日 (月)
6 日 (金)		災害対策本部 原子力 PT が福島市等を視察(～5/7) 「東日本大震災に伴う『日弁連ひまわり基金』支出に関する規則及び弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則の特例を定める規則」施行 「エネルギー政策の根本的な転換に向けた意見書」 ・菅首相が浜岡原発の運転停止を要請(5/9中部電力が停止を決定) ・(文部科学省)「文部科学省及び米国エネルギー省航空機による航空機モニタリングの測定結果について」を公表
12 日 (木)		「東京電力福島第一原子力発電所事故の原因を究明する『事故調査特別委員会』における委員の人選についての要望書」 ・東京電力が、1号機でのメルトダウン(炉心熔融)を認める
13 日 (金)		「福島第一原子力発電所から排出された放射性物質による汚染物の処理についての緊急対策を求める会長声明」 ・(関係閣僚会合)原発事故による損害賠償を支援する枠組みが決定。原子力損害賠償支援機構を新設し、国の管理下で賠償を進めることに ・計画的避難区域の飯館村、川俣村で住民避難開始
15 日 (日)		
16 日 (月)		「災害復興支援基金」を創設し、日弁連の災害復興支援に伴う活動への寄付金を募集
19 日 (木)		「東日本大震災復興支援緊急措置法案骨子案<第一次案>」
20 日 (金)		「東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案に対する意見書」 ・(平成23年東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部)東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針を決定 「日本司法支援センター(法テラス)、日本弁護士連合会が行っている法律相談等についての取組に期待するとともに、こうした団体の取組について、政府からの広報を行い、支援していく」
24 日 (火)		・国会に「事故調査・検証委員会」を設置 ・政府が「東京電力に関する経営・財務調査委員会」を設置
26 日 (木)		「災害救助法の運用についての意見書」 「罹災都市借地借家臨時処理法の早期改正を求める意見書」 「相続放棄等の熟慮期間の伸長に関する意見書」

日 時	日弁連の活動	政府等の動き・社会の出来事	
5月	27日(金)	「第62回定期総会・東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所事故による被災者の救済と被災地の復旧・復興支援に関する宣言」	・(文部科学省)子どもの年間被ばく量を1mSv以下に抑えるとする目標を発表。校庭利用暫定基準の年間20mSv上限は維持
	30日(月)	「福島第一原子力発電所事故の損害賠償等として避難者に対する生活基盤の補償等の速やかな確保を求める意見書」	
	31日(火)		・(紛争審査会)「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」を決定
6月	1日(水)	院内集会「東日本大震災における二重ローン問題を考える～ゼロからの再出発を～東日本大震災復興支援緊急特別措置法案骨子案について」を開催(於:衆議院第一議員会館)	・東京電力が、避難区域に事業所がある中小企業に対する賠償金の仮払いの受付を開始
	2日(木)		・(衆議院)菅内閣に対する不信任案が否決。菅首相は「震災対応に一定のめど」が立った段階で辞任の意向
	3日(金)	「放射性物質の包括的なモニタリングと福島県民に対する総合的な健康確保と差別防止を求める意見書」	・東京電力が、作業員2人の累積被ばく量が最大約654～659mSvになるとの推計結果を発表
	7日(火)	「被災者の相続放棄等の熟慮期間に関する会長談話」	
	11日(土)	シンポジウム「福島第一原子力発電所の事故を通して、世界のエネルギー・環境問題を考える」を開催(共催:関弁連) 貧困問題対策本部において、福島県三春町、郡山市を視察 「東日本大震災から3か月目の課題に関する会長声明」	・東日本大震災から3ヵ月(死者1万5413人、行方不明者8069人)
	14日(火)	「原子力損害賠償紛争審査会における第二次指針の策定に関する会長声明」	
	15日(水)	「被災地の生活保護費の全額国庫負担と、生活保護制度改革の民主的な議論を求める会長声明」	
	16日(木)	「被災中小企業のための再生支援と民事法律支援に関する意見書」	・(原子力安全委員会)安全設計審査指針・耐震設計審査指針・防災指針などの見直しを決定
	17日(金)	「相続放棄等の熟慮期間に係る民法の特例法についての会長談話」 「災害時要援護者及び県外避難者の情報共有に関する意見書」 「福島第一原子力発電所事故による損害賠償の枠組みについての意見書」	・東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律が成立。相続の手続き期間を11月30日まで延長決定 ・(関係閣僚会合)「二重債務問題への対応方針」を取りまとめ。個人向け私的整理ガイドラインの策定等を検討
	18日(土)	貧困問題対策本部において、岩手県陸前高田市、大船渡市、釜石市、宮古市、山田町、大槌町を視察	・東日本大震災から100日目、被災各地で慰霊祭 ・海江田経済産業相が、定期検査中の原発について運転再開を要請
	20日(月)		・震災復興基本法が成立 ・「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補」を決定。精神的損害について、事故発生から6ヵ月間は月10万円(避難所等での生活者は12万円)の目安を決定 ・震災被災者と被災地方面を行き来するトラック・バスを対象に高速道路の無料化がスタート
	21日(火)	「東日本大震災法律相談研修会～全国5500件及び宮城県下震災避難所無料法律相談1000件の相談情報分析結果報告～」を開催(於:弁護士会館) 東日本大震災無料法律相談情報分析結果(第1次分析)を公表	
	22日(水)	「災害復興支援 twitter」を配信開始	
	23日(木)	「自主避難者に対する避難先住宅供給の継続・拡充を求める会長声明」 「災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正を求める意見書」 「東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針に向けての意見書」 「経済産業大臣による『原子力発電所の再起動について』と題する声明に対する会長声明」 「さらなる海洋汚染を未然に防止するため、福島第一原子力発電所に地下遮蔽壁の速やかな設置等を求める会長声明」	
	24日(金)	「応急仮設住宅の供与を受けた被災者にも食品の給与を行うことを求める意見書」	・復興対策本部・現地対策本部が発足
	25日(土)		・(復興構想会議)「復興への提言～悲愴のなかの希望～」を公表
	30日(木)		・伊達市の4地区113世帯を特定避難勧奨地点に設定。設定は全国初

日 時	日弁連の活動	政府等の動き・社会の出来事
7月	1日(金)	・政府による電力使用制限令が発動。企業が始業前倒し・休日操業等の対応を実施
	5日(火)	・失言問題で松本復興担当相が引責辞任。後任には平野達男内閣府副大臣
	6日(水)	・九州電力玄海原発の運転再開に関する討論番組について、九電幹部が社員等に賛成意見の送付を呼びかけていたことが判明
	8日(金)	・南相馬市産牛肉から暫定規制値を超えるセシウムを検出。一部は市場に流通
	13日(水)	「復興交付金と復興基金の新設を求める意見書」 「東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針に向けての会長声明」 「事業者の二重ローン解消のために早期に債権買取機関を設置することを求める会長声明」
	15日(金)	「全国銀行協会を中心とする「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が、ガイドラインを策定・公表 「原子力発電と核燃料サイクルからの撤退を求める意見書」
	20日(水)	日弁連ホームページ(一般用)をリニューアルし、原子力損害賠償に関するページを特設
	22日(金)	「南相馬市を始めとする被災地における生活保護打ちりの是正を求める会長声明」
	25日(月)	・第2次補正予算成立。原発事故関連経費、二重ローン対策など総額1兆9988億円 ・仙台空港発着の国内定期便が運転再開 ・災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が成立。弔慰金の支給対象を、死亡した者と同居又は生計を同じくしていた兄弟姉妹に拡大
	26日(火)	「災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正についての会長談話」 ・岩手県から自衛隊が撤収
	27日(水)	参議院東日本大震災復興特別委員会において、「株式会社東日本大震災債務買取機構法案」の参考人質疑として新里副会長が出席し、二重ローン問題の現状と買取機構の必要性を訴える 院内集会「二重ローン問題・事業者向け買取機構の早期設置を求める院内集会」を開催(於:衆議院第二議員会館)
	28日(木)	7.28緊急院内集会「大震災後のナショナル・ミニマムを考える～あるべき最低賃金・生活保護基準とは～」(於:衆議院第一議員会館)
	29日(金)	「被災者生活再建支援法改正及び運用改善に関する意見書」 「仮設住宅の改善に関する意見書」 「原子力等に関する不正確な情報又は不適切な情報に対する常時モニタリングに関する会長声明」 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案の本国会での成立を求める会長声明」 「原子力損害賠償支援機構法案成立に際し賠償負担額に上限を設けるとの趣旨の附帯決議を行うことに反対する会長声明」 「放射能による環境汚染と放射性廃棄物の対策についての意見書」
8月	2日(火)	・行方不明者の死亡届の手続簡略化に伴い、被災3県で7/29までに2830人の届出があり、うち2790人分を受理。江田法務大臣が明らかに
	3日(水)	・原子力損害賠償支援機構法が成立 ・(原子力災害現地対策本部)南相馬市7地区72世帯と川内村1世帯を新たに特定避難勧奨地点に設定することを決定
	4日(木)	震災・原発問題連続シンポジウム<人間の復興を目指して>第1回シンポジウム ・海江田経産相が、経済産業省の松永事務次官、寺坂原子力安全・保安院長、細野資源エネルギー庁長官の更迭を発表
	5日(金)	「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針に関する会長声明」 「個人債務者の私的整理に関するガイドラインの適用開始に向けての会長声明」
	8日(月)	・「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を公表 ・(農林水産省)畜産農家などでの支援策を発表。汚染わらを食べた17道県産の牛3500頭の流通在庫買い上げなど ・(内閣府)震災を理由に自殺したとみられる人は6月中に16人いたと発表。政府が初の集計
	9日(火)	・高木文科相が、原賠審の中間指針を東電・西澤社長に手渡し、迅速な損害賠償を促す ・長崎市の平和記念式典で「脱原発」の平和宣言

日 時	日弁連の活動	政府等の動き・社会の出来事	
8月	17日(水)	「『東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針』についての意見書」	・北海道電力泊原発3号機の定期検査が終了し、営業運転再開。震災後の運転再開は初
	18日(木)	「交通インフラの復旧・復興に関する意見書」	
	19日(金)	「東日本大震災復興構想会議の提言に対する意見書」	
	22日(月)	東日本大震災無料法律相談情報分析結果(第2次分析)を公表	・「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の受付開始
	23日(火)		・災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律と、東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律が成立
	24日(水)	松岡副会長・中村利雄副会長が岩手県沿岸部の被災地を視察(～8/25)	・(原子力安全・保安院)記者会見で、震災4日前に、東電から、想定を超える10m超の津波に見舞われる恐れがあるとの報告を受けていたことを公表。東電経営陣も把握。(後日、2008年6月に津波試算を原子力担当副社長が把握していたと判明)
	26日(金)		・菅首相が辞任を正式表明 ・(文部科学省)学校の校庭利用の暫定基準について、4月19日に示した年間20mSvの目安を撤廃する方針を決定。基準を定めた4月と比べ線量が大幅に低下したため
	28日(日)		・津波被害で町長が不在だった大槌町に170日ぶりに町長が誕生
	29日(月)	原子力損害賠償紛争解決センターの開所式に宇都宮宮会長が出席し挨拶 「原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介申立て受付開始に際しての会長声明」	・原子力損害賠償紛争解決センター開所式
	30日(火)		・東京電力が、福島第一原発で復旧作業にあっていた東京電力協力企業の40代男性が8月上旬に急性白血病で死亡していたことを発表
	31日(水)		・(防衛省)大規模災害派遣命令を解除し、自衛隊が災害救援活動を終了 ・福島県は、県内の人口が200万人を割ったと発表。震災後4ヵ月で2万7001人減
9月	1日(木)		・原子力損害賠償紛争解決センターが和解仲介申立ての受付を開始
	2日(金)	「東京電力株式会社が公表した損害賠償基準に関する会長声明」 「東京電力福島第一原子力発電所作業員の急性白血病による死亡に関する会長談話」	・野田連立内閣が発足
	5日(月)	第7回災害復興支援に関する全国協議会を開催(於：神戸市)	
	10日(土)		・鉢呂経産相が辞任。福島視察後に原発事故被災自治体を「死のまち」と表現
	11日(日)	「東日本大震災から半年の課題に関する会長声明」	・震災から半年。死者1万5781人、行方不明4086人。避難所に6000人以上 ・震災の影響で延期されていた岩手県知事選の投開票が行われ、現職が再選
	12日(月)	松岡副会長が大槌町を訪問し、意見交換会を開催(～9/13)	・東京電力が、福島原子力補償相談室(コールセンター)を設置し、損害賠償請求書類を送付・受付開始。請求書約60頁、案内冊子約160頁の分量に非難相次ぐ
	13日(火)	「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続を全国各地で実施することを求める会長声明」	・(原子力安全委員会)原発を狙ったテロ対策の強化など「核セキュリティ」の確保についての報告書を取りまとめ
	14日(水)	「特定被災地域における失業手当の給付日数延長を求める会長声明」	・(農水省)農地の効果的な除染方法についての検証結果を発表。ヒマワリ植樹による吸収効果は乏しく、表土削りは有効
	16日(金)	「東京電力株式会社が行う原発事故被害者への損害賠償手続に関する会長声明」 東京電力の損害賠償請求書類に関する注意喚起チラシを作成・配布	
	20日(火)	「放射性汚染物質対処特措法施行にあたっての会長声明」	・野田首相が、原発再稼働について「来年の春以降、夏に向けて再稼働できるものは、再稼働していく」と発言。時期の明言は初めて
	21日(水)		・台風15号が関東、東北地方を縦断し、岩手県や宮城県でも死者
	22日(木)	「『電気事業会計規則等の一部改正(案)』に対する意見書」	・野田首相が国連本部での原子力安全に関するハイレベル会合で演説。福島第一原発の年内の冷温停止、原発関連技術の輸出継続方針を表明
	25日(日)	福島民報・福島民友に一面広告を掲載。「東京電力の損害賠償請求書類について、私たち弁護士が無料で相談を受けています」	

日 時	日弁連の活動	政府等の動き・社会の出来事	
9月	26日(月)	『原発事故・損害賠償マニュアル』を出版(発刊:日本加除出版)	・静岡県牧之原市議会が、隣接する御前崎市の中部電力浜岡原発について「確実な安全・安心が将来にわたって担保されない限り、永久停止にすべき」との決議を採択
	28日(水)	「電気事業会計規則等の一部を改正する省令(案)に対する意見の募集についての会長談話」	・福島第一原発1~3号機で原子炉压力容器底部の温度がいずれも100度を下回る
	30日(金)	「東京電力福島第一、第二原子力発電所事故における避難区域外の避難者に対する損害賠償に関する会長声明」 「衆議院予算委員会における答弁に関する当連合会の見解について(申入れ)」	・東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法が成立 ・原子力災害対策本部が緊急時避難準備区域を解除
10月	2日(日)		・(法テラス)南三陸町に臨時出張所が開設
	3日(月)		・東京電力に関する経営・財務調査委員会が報告書を取りまとめ、野田首相に提出。損害賠償費用は2年間で4兆5402億円。人件費削減や資産売却などで3兆2529億円捻出可能と指摘
	9日(日)		・(福島県)震災当日0歳~18歳のすべての子どもを対象に甲状腺検査を開始。放射線の影響を生涯調べる
	11日(火)		・(紛争解決センター)和解仲介の初の話し合い(パネル)を開催
	12日(水)		・東京電力は、損害賠償請求書類の補足説明資料として、全4頁の「簡単ガイド」を送付(9月26日の枝野経産相の要請を受け)
	14日(金)	「東京電力に関する経営・財務調査委員会の報告書についての会長声明」	・1号機で原子炉建屋を覆うカバー設置完了 ・(厚生労働省)福島第一原発事故収束作業における被ばく線量上限を100mSvに戻すことを発表。同原発で9月末までに1万9000人が作業し、100mSv超は、うち137人
	18日(火)	「東日本大震災における復興に関する提言」 「放射線審議会基本部会の住民の年間被ばく線量上限改定審議に関する会長声明」	
	19日(水)	「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針骨子案についての意見書」 「消費者の食品に対する安全・安心の確保のために放射性物質汚染食品による内部被ばくを防止する施策の実施を求める意見書」	
	20日(木)	「事業者の二重ローン問題解消のための『株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案』に関する会長声明」	
	24日(月)	震災・原発問題連続シンポジウム<人間の復興を目指して>第2回シンポジウム「震災後の生存権保障を考える」 「『東日本大震災の被災5県における義援金・仮払補償金と生活保護制度の運用に関する照会』に関する報告書」を公表	
	26日(水)		・(ガイドライン運営委員会)「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しを公表。現段階で住宅費が発生していない仮設住宅・借上げ住宅に入居中の被災者についての運用を見直し ・東京電力は、観光業者に対する損害賠償について、減収分から一律20%を差し引くとした基準を見直すことを発表
	28日(金)		・(閣議)「エネルギー白書」を決定。原子力について「国民の信頼が大きく損なわれた」とし、「中長期的に依存度を可能な限り引き下げていく」との方針を明示
31日(月)	東日本大震災無料法律相談情報分析結果(第3次分析)を公表	・(原子力損害賠償支援機構)弁護士ら「訪問相談チーム」が福島県内仮設住宅を訪れ、賠償手続などの相談に応じる支援活動を開始	
11月	3日(木)	シンポジウム「脱原発から廃炉への道筋-『福島』の再生に向けて-」を開催(於:福島市公会堂)	
	4日(金)		・東京電力の「緊急特別事業計画」を認定し、8900億円の援助を決定。5900億円のリストラなどが柱
	8日(火)		・(福島大学災害復興研究所)双葉8町村の全世帯を対象に行った災害復興実態調査結果(速報値)を公表
	9日(水)	原子力損害賠償支援機構福島事務所の開所式。松岡副会長が挨拶 「被災地における義援金等の受領による生活保護打ち切り問題の是正を求める会長声明」 「特別事業計画による和解仲介案尊重義務に関する会長声明」	・(財務省)2011年度上半期の経常収支は黒字幅46.8%減の4兆5196億円。貿易収支は1兆2517億円の赤字
	14日(月)	「放射性物質汚染対処特措法省令事項素案についてのパブリックコメントに対する意見書」 「『株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案』に関する会長声明」	・東京電力は、避難者の精神的損害に対する賠償について、9月以降も月10~12万円を維持する方針を固める。批判を受け、事故後半年経過以降は月5万円に減額の方針を撤回

日 時	日弁連の活動	政府等の動き・社会の出来事	
11月	15日(火)	「福島第一原子力発電所事故による被害者の健康管理調査の適正確保等を求める意見書」	・(総務省)「原発避難者特例法に基づく指定市町村及び特例事務の告示等について」を発表。2012年1月1日から、避難先市町村等で特例事務の行政サービスが受けられるように
	16日(水)	「被災した大学生・大学進学希望者に対する緊急の就学支援を求める会長声明」	・福島市のコメから基準値を超過放射性セシウムが検出され、コメでは初の出荷停止に
		「平成二十三年東北地方太平洋沖地震の特にやむを得ない緊急の場合に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則に基づく線量限度等を定める告示を廃止する告示案に対する意見書」	
		「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を廃止する等の省令案に係る意見書」	
	21日(月)	東日本大震災無料法律相談情報分析結果(第3次分析・追補版)を公表	・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法が成立 ・震災復興費などを盛り込んだ平成23年度第三次補正予算が成立 ・野田首相が、全国都道府県知事会議で被災地がれきの受け入れを要請
	22日(火)		・(内閣府)震災当日の帰宅困難者は約515万人と発表。ネットを通じて調査
	24日(木)	被害者による原発ADR申立てのための「やさしい原発事故損害賠償申立書」を日弁連ホームページ掲載 「東京電力福島第一、第二原子力発電所事故における避難区域外の避難者及び居住者に対する損害賠償に関する指針についての意見書」	・(復興対策本部)震災避難者数は32万8903人と発表。仮設住宅等の入居者数を初めて把握(避難者777人、旅館・ホテル710人、親族・知人宅1万7304人、被災3県の仮設住宅25万7788人、その他の県5万2324人)
	25日(金)	「『低線量被ばく』のリスク管理に関するワーキンググループ」の抜本的見直しを求める会長声明	
	26日(土)	高齢者・障害者の権利に関する委員会において、仙台市等を現地調査	
	28日(月)	「弁護士白書2011年版」を発行。「東日本大震災における日弁連の取り組み～震災直後を振り返って～」を特集	
29日(火)	ラジオ福島において、原発賠償に関するラジオ広報番組を放送(協力:福島県弁護士会)	・(紛争解決センター)原発ADRによる初の和解仲介が成立 ・伊達市旧小国村と旧月館村のコメから基準値を超える放射性セシウムが検出された問題で、佐藤知事が出荷停止を指示	
30日(水)		・震災発生時に被災地に住所を有していた方に対する相続の熟慮期間が満了 ・臨時増税を盛り込んだ復興財源確保法などが成立	
12月	1日(木)		・(法テラス)山元町に臨時出張所が開設
	2日(金)	「東日本大震災復興特別区域法案に住民意思の反映と専門家の関与を求める意見書」	・東京電力が福島第一原発事故の中間報告を公表。想定超えの津波が原因と結論 ・(韓国)韓国の原子力安全委員会は、日本海に面する慶尚北道・蔚珍の2基の原発の新設を許可
		「東京電力福島第一、第二原子力発電所事故における避難区域外の避難者及び居住者に対する損害賠償に関する指針についての会長声明」	
	3日(土)	双葉地方総決起集会で新里副会長が挨拶(主催:双葉地方町村会、双葉地方町村議会議長会)	
	6日(火)		・(紛争審査会)「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)」を公表。対象地域の妊婦及び子どもに40万円、その他に8万円 ・乳児向け粉ミルクから1kgあたり最大30.8Bqの放射性セシウムを検出。製造元の食品会社が無償回収・交換を実施
	8日(木)		・(金融庁)東北地方最大手の七十七銀行に公的資金200億円の注入を発表
	9日(金)	「災害救助法の運用に基づく民間賃貸住宅借上げ制度の新規受入継続を求める会長声明」	・復興庁設置法が成立(12/16公布) ・(原子力安全・保安院)1号機の非常用復水器や再循環系配管が地震で壊れていた可能性がある」と表明
		「除染作業等に係る省令案に係る意見書」	
	14日(水)	「東日本大震災等の被災者への『法的支援事業』特別措置法の制定を求める会長声明」	
15日(木)	「東日本大震災の復興における男女共同参画と被災女性の権利保障に関する意見書」	・鳩山元首相が、英科学誌『ネイチャー』に福島第一原発の国有化を提言する論文を発表	
	「東京電力株式会社に対する『資金の交付』による支援の中止を求める意見書」		
16日(金)	「東京電力福島第一、第二原子力発電所事故における避難区域外の避難者及び居住者に対する損害賠償に関する中間指針追補についての意見書」	・野田首相が、福島第一原発の冷温停止状態を確認し、「事故収束」を宣言	
18日(日)		・2012年4月をめどに警戒区域を解除、年間放射線量に応じて3区域に再編する旨を関係自治体に伝える ・浪江町赤字木地区の積算放射線量が100mSvを超える	

日 時	日弁連の活動	政府等の動き・社会の出来事
12月	22日(水)	・(厚生労働省)放射線審議会において、「暫定」に代わる食品の放射性物質基準案を了承。「一般食品」は100Bq/kg、「乳児用食品」や「牛乳」は50Bq/kg ・2012年4月から企業向け電力の値上げ方針を発表
	25日(日)	双葉町弁護士結団式 (双葉町からの支援要請を受け、日弁連が弁護士結成を呼びかけ)
	26日(月)	「東京電力福島第一原子力発電所事故における避難区域再編に対する会長声明」 ・東日本大震災復興特別区域法が施行 ・政府の事故調査・検証委員会が中間報告。非常用冷却装置の操作など人災の側面を強調。地震による損傷は否定
	28日(水)	・政府は、汚染廃棄物の中間貯蔵施設を双葉郡内につくる考えを示す
	30日(金)	・宮城県内のすべての避難所が閉鎖
2012年(平成24年)		
1月	13日(金)	「『低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書』に対する会長声明」 「原子炉等規制法改正案の骨子に対する会長声明」 ・東京電力が1200億円を国に供託、福島第一原発の無保険状態を回避 ・1月中旬から2月上旬にかけて「平成24年豪雪」が発生。北海道、青森、秋田、山形、新潟などで死者132人、重軽傷者1980人
	15日(日)	・二本松市のマンションに福島第一原発事故で汚染されたコンクリートを使用していたことが判明
	18日(水)	・(原子力安全・保安院)大飯原発3、4号機のストレステスト1次評価で、関西電力による評価は「妥当」との審査書を発表
	23日(月)	・首都圏で4年以内にM7.0級の直下型地震が70%の確率で起きる可能性。東京大学地震研究所が試算結果を公表
	24日(火)	・原子力災害対策本部の事務局、原子力安全・保安院が会議の議事録を作成していないことが判明
	26日(木)	・(環境省)除染の工程表を発表
	27日(金)	「原子力損害賠償紛争解決センター申立第1号事件和解案に対する東京電力の回答に関する会長談話」
	30日(月)	・(紛争解決センター)活動状況報告書を公表。累計521件の申立ての8割が本人申立て
	31日(火)	・(閣議)原発の運転期間(寿命)は原則40年と決定。例外的に20年の延長を認める場合も
2月	3日(金)	「食品中の放射性物質に係る基準値の設定(案)についての意見」
	5日(日)	・(法テラス)東松島市に臨時出張所が開設
	10日(金)	「新しいエネルギー基本計画に向けた意見」 ・復興庁が発足
	14日(火)	・(紛争解決センター)原子力損害賠償における避難者の第2期の慰謝料、精神的損害の増額事由等について、総括委員会が「総括基準に関する決定」を公表
	15日(水)	「東京電力に対し原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介案の尊重義務を果たすことを求める会長談話」
	16日(木)	「福島の復興再生と福島原発事故被害者の援護のための特別立法制定に関する意見書」
	21日(火)	「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構支援基準案についての意見」
	24日(金)	「ストレステストに基づく大飯原子力発電所の運転再開に関する会長声明」 「食品新規規制値案とこれに対する放射線審議会の答申等についての会長声明」 ・(労働基準監督署)原発事故収束作業中に心筋梗塞で死亡した男性について、加重労働が原因として労災認定
27日(月)	宮城県知事から、被災者及び被災地のための支援についての感謝状を受領 「原子力損害賠償紛争解決センター申立第1号事件和解仲介成立に関する会長談話」 ・紛争解決センター申立第1号事件における和解仲介が成立(大熊町から避難した男性が9/1に申立て)	
3月	3日(土)	「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構発足に当たっての会長声明」
	5日(月)	「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構発足に当たっての要望書」 ・陸前高田市に、日弁連ひまわり基金による法律事務所が開設 ・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が業務開始 ・東京電力の個人株主が、約5兆5000億円の支払いを求める株主代表訴訟を起こす
	8日(木)	「東京電力福島第一原子力発電所事故における避難区域外の避難者及び滞在者への損害賠償の継続を求める会長声明」 「碎石及び砂利の出荷基準(案)に対する意見書」

日 時	日弁連の活動	政府等の動き・社会の出来事	
3月	9日(金)	シンポジウム「東日本大震災から1年『被災者支援の歩みとこれからの考える』(第25回司法シンポジウムプレシンポジウム)」を開催(於:弁護士会館「クレオ」) 「東日本大震災から1年を迎えるの課題に関する会長声明」 「東日本大震災復興支援Q&A(第1版)」を会員向けに作成(5/16一般向けに公表)	
	10日(土)		・(法テラス)大槌町に臨時出張所が開設
	11日(日)		・東日本大震災から1年。全国各地で追悼式典が開催 ・東日本大震災一周年追悼式(国立劇場) ・国内外で脱原発を訴える集会やデモ開催
	14日(水)	「第四次環境基本計画(案)に対する意見」 「原子力損害賠償請求における障がい等を有する被害者に関する要望書」 「海岸に立地するコンビナートの津波対策と耐震補強を求める意見書」	・(紛争解決センター)原子力損害賠償における風評被害及び弁護士費用について、総括委員会が「総括基準に関する決定」を公表
	15日(木)	「宅地被害者の救済及び予防のための法改正等を求める意見書」 「原子力組織制度改革法案に関する意見書」	
	16日(金)		・(紛争審査会)「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)」を公表 ・大熊町が、「仮の町」をいわき市周辺に2014年から整備するとの復興計画の素案を決定
	23日(金)	「『東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律』の成立に当たっての会長声明」	・東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律が成立
	26日(月)	「原発事故被害者援護特別立法を求める緊急集会」を開催(於:星陵会館) 東日本大震災無料法律相談情報分析結果(第4次分析)を公表	
	30日(金)	「福島復興再生特別措置法成立に関する会長声明」	・福島復興再生特別措置法が成立
4月	1日(日)		・田村市と川内村の警戒区域が解除され、新たな区域に再編
	3日(火)	「『総合特別事業計画』において原子力損害賠償紛争解決センターの総括基準等を東京電力株式会社への直接請求手続においても遵守することを求める会長声明」 「障がい等を有する福島原子力発電所事故被害者に対する損害賠償について特別の配慮を求める会長声明」	
	11日(水)	「原子力損害賠償紛争解決センターの態勢に関する要望書」	
	13日(金)	「『東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)』についての意見書」	
	16日(月)		・南相馬市の警戒区域と計画的避難区域が解除
	19日(木)		・(紛争解決センター)原子力損害賠償におけるについて、営業損害算定に際する収入額認定方等について、総括委員会が「総括基準に関する決定」を公表。 ・福島第一原発1~4号機が、電気事業法に基づき廃止。国内の商業用原発は50基に
	20日(金)	「防災対策推進検討会議中間報告に対する意見書」 「南相馬市民130人による集団申立事件に関する原子力損害賠償紛争解決センターの和解案についての会長談話」 「大飯原子力発電所の運転再開に反対する会長声明」	
	27日(金)	「東京電力株式会社が公表した『避難指示区域の見直しに伴う賠償の検討状況について』に関する意見書」	・(復興庁)東日本大震災における災害関連死の死者数(速報値)を公表。1618人を認定
5月	1日(火)	「原発輸出政策の中止を求める意見書」	
	3日(木)	「東日本大震災からの復興の中で迎えた憲法記念日に当たっての会長談話」	・政府と東京電力でつくる統合対策本部が、SPEEDIの未公開データ5000件を公表
	5日(土)		・北海道電力泊原発3号機が定期検査のため停止。国内の原発50基すべてが停止
	6日(日)		・平成24年5月に発生した突風等の被害により、死者3人、重軽傷者59人。茨城県つくば市などに災害救助法適用
	11日(金)	「災害関連死に関する意見書」 「食品中の放射性物質の自主検査に農林水産省食糧産業局長通知に対する会長声明」	・(復興庁)震災関連死に関する検討会が開催
	14日(月)		・福島県が、震災と原発事故で避難している子どもは3万109人と公表

日 時	日弁連の活動	政府等の動き・社会の出来事	
5月	18日(金)	<p>「『総合特別事業計画』認定に当たっての会長声明」</p> <p>「個人版私的整理ガイドラインの周知等に関する申入書」</p>	<p>・原子力安全・保安院が原子力安全委員会に送付した「『発電用原子力施設に関する耐震設計審査指針』改定に向けて注意すべき点」と題する文書が参議院議員の請求により公開。指針改定により旧指針の審査基準が不合理になったわけではないことの明示が必要と指摘</p> <p>・(東京電力)大気中に放出された放射性物質の総量を90京Bqと試算。3号機からも大量放出</p>
	24日(木)		
	25日(金)	<p>「第63回定期総会・東日本大震災被災者及び福島第一原子力発電所事故被害者に対する支援活動を継続し、確実な安全性が確保されない限り停止中の原子力発電所の再稼働を許さない宣言」</p> <p>「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による第1号の支援決定に関する会長談話」</p>	
	29日(火)	「原発事故被害者援護特別立法を求める緊急院内集会」を開催(於:参議院議員会館)	
6月	1日(金)	「原子力発電所について独立性の高い規制組織の設置と新たな安全基準を既存原発に適用することを求める会長声明」	
	7日(木)	講演会「災害廃棄物の広域処理～あるべき処理とは何か～」を開催	
	8日(金)	<p>「双葉地方町村会が実施する原発事故被害者に対する生活再建支援等のための立法等を求める緊急請願署名」への協力を開始</p> <p>「南相馬市住民集団申立てに関する東京電力株式会社による和解案受諾についての会長談話」</p>	
	16日(土)	「政府による大飯原子力発電所3号機及び4号機の再稼働決定に反対する会長声明」	・野田首相が、関西電力大飯原子力発電所3号機及び4号機の再稼働を決定
	20日(木)		<p>・原子力規制委員会設置法が成立</p> <p>・東京電力が原発事故に関する最終報告書を公表。「想定外の津波」による事故、官邸介入による混乱を強調</p>
	21日(金)	<p>「原子力規制委員会設置法成立に対する会長声明」</p> <p>「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律の成立に関する会長声明」</p>	・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律が成立
	27日(水)		・電力会社9社が株主総会を開催し、「脱原発」を求める株主提案がすべて否決。東京電力は、国からの1兆円の公的資金を受け入れ、実質国有化を決定
	28日(木)	「原子力委員会の組織・運営の在り方についての会長声明」	
29日(金)		・(国家戦略室)エネルギー・環境会議において「エネルギー・環境に関する選択肢」を決定。2030年までに原発比率を0%程度、15%程度、20~25%程度に引き下げる3つシナリオを提示	
7月	2日(月)		・政府による電力使用制限令が発動
	5日(木)		・国会福島原子力発電所事故調査委員会が報告書を公表
	6日(金)	日弁連ホームページ(東日本大震災・原発事故 被災者支援ページ)をリニューアル	
	10日(火)	「原発事故子ども・被災者支援法に基づく具体的施策の早期実現を求める院内集会」	
	11日(水)	「福島県内区域外(自主)避難者への民間賃貸住宅借上げ制度の適用を求める会長声明」	
	12日(木)	「東京電力値上げ申請についての会長声明」	
	14日(土)		・(国家戦略室)さいたま市で、エネルギー・環境の選択肢に関する意見聴取会が初めて開催。各地での開催において、電力会社幹部らが参加・発言し、批判が集中
	19日(木)	<p>「福島第一原子力発電所事故に伴う避難区域の不動産賠償基準の検討経過に関する会長声明」</p> <p>「原子力規制委員会委員長・委員の選任基準と選任方法についての会長談話」</p> <p>「エネルギー・環境会議」が策定すべきエネルギー政策に関する意見書」</p>	
	20日(金)		・(閣議)東京電力の家庭向け電気料金について、値上げ幅を申請の平均10.28%から8.47%に圧縮する政府方針を決定
	23日(月)		<p>・政府の東京電力福島第一原発事故調査・検証委員会が調査結果の最終報告を公表。東電の対応を不適切と批判、官邸の現場介入は弊害が大きいと結論付け</p> <p>・震災から500日。被災した中小企業等の二重ローン問題で、債権買取機構への相談件数計1689件のうち、買取決定は1.6%の27件にとどまる</p>
	27日(金)	「国会及び政府の事故調査報告書についての会長声明」	
	31日(火)		・原子力損害賠償支援機構が東京電力に1兆円の公的資金を投入。東電は実質国有化に

(2012年7月31日現在)

2 東日本大震災無料法律相談の集計結果

1. 被災地5県の法律相談内容

14頁以下のグラフ（資料1-2-3～資料1-2-7）は、被災地5県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県）。いずれも相談者の住所地で分類している。以下同様）における東日本大震災無料法律相談（2011年3月中旬から2012年5月下旬までに実施された無料電話相談や無料面談相談のうち日弁連が把握できたもの）の分析結果を示したものである（このほか、市町村単位、年齢別、月別等による詳細な分析結果については、日弁連発表の「東日本大震災無料法律相談情報分析結果（第5次分析）」

（<http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/shinsai/proposal.html#bunseki>）を参照されたい）。

本分析結果は、集計時の法律相談分類に「原子力発電所事故等」などを加えた、24種類に相談内容を分類している。なお、1件あたりの法律相談は最大3つまでの内容に分類されているため、各相談割合の合計は100%にはならない（下記の「グラフの読み方について」参照）。

岩手県では、行方不明者や相続に関する相談である「遺言・相続」の相談や、行政給付や各種支援制度の情報提供を求める「震災関連法令」の相談が高い割合を示している。これは沿岸部の津波被害が反映された結果と考えられる（14頁 資料1-2-3）。

宮城県では、「不動産賃貸借（借家）」の相談が最も多い。これは沿岸部の津波被害に加え、都市部の地震被害による紛争等が反映された結果と考えられる。但し、正確に相談傾向を把握するには、沿岸部と内陸部を区別して傾向を検証することが求められる（15頁 資料1-2-4）。

福島県では、「原子力発電所事故等」の相談が圧倒的に多い。契約関係の紛争の背景に原子力発電所事故等が関係している事例が多いこともその原因であると考えられる（15頁 資料1-2-5）。

茨城県では、茨城県弁護士会実施の電話相談の集計結果がデータの大部分を占め、そのうち隣家の瓦屋根が落下して損害を被ったという内容の「工作物責任・相隣関係」の相談が多い。都市部の地震被害が反映された結果と考えられる（16頁 資料1-2-6）。

千葉県では、「不動産所有権」の相談が最も多い。これは液状化被害が反映された結果と考えられる。また、「震災関連法令」や「遺言・相続」も無視できない割合であることは、沿岸部の津波被害が反映された結果と考えられる（16頁 資料1-2-7）。

以上のとおり、被災地域によって相談内容は大きく異なっている。被災地域の特徴に応じた災害復興支援政策が求められることが、無料法律相談情報等の分析結果によっても裏付けられている。

◆グラフの読み方について◆

①法律相談件数と法律相談内容の関係

1件の法律相談につき、最大3つまでの法律相談内容に分類している。

すなわち、法律相談件数は1件であっても、内容が異なるものが複数含まれる場合には、2つ又は3つの法律相談内容に分類している（これは質問紙調査にたとえていえば、複数回答式の質問文に相当する）。こうした分類を行うのは、実際の法律相談は1つの内容のみで構成されるとは限らないからである。以上から、各法律相談内容の割合を合計しても100%にはならないという点に留意されたい。

なお、本分析において相談内容が無回答・不明のケースは原則として、除外している。

②データの読み方

資料1-2-1は、被災地5県別に法律相談内容がどのように異なっているのかという点を明らかにした表である。具体的には、この表は資料1-2-2のようなクロス表（実際には全24枚のクロス表）を統合したものである。そのため、岩手県の列のパーセンテージを合計しても100%にはならない。また、「1 不動産所有権（滅失問題含む）」の行のパーセンテージを合計しても100%にはならない。こうした集計方法をとるのは、前述したように、法律相談1件あたりの内容分類を最大3つまでとしているからである。

資料1-2-3～資料1-2-7（14頁～16頁）は、資料1-2-1の結果を各都道府県別にグラフ化したものである。

■資料1-2-1 被災地5県別にみた法律相談内容■

(単位：%)

法律相談件数 (N)	岩手県 4,925	宮城県 17,736	福島県 12,294	茨城県 1,277	千葉県 515
1 不動産所有権 (滅失問題含む)	5.0	5.5	2.0	6.6	23.3
2～23の相談内容は省略				省略	
24 震災以外	6.1	6.9	4.5	2.6	3.7

■資料1-2-2 被災地5県別にみた法律相談内容別状況■

【1 不動産所有権 (滅失問題含む)】

(単位：%)

法律相談件数 (N)	岩手県 4,925	宮城県 17,736	福島県 12,294	茨城県 1,277	千葉県 515
該当する	5.0	5.5	2.0	6.6	23.3
該当しない	95.0	94.5	98.0	93.4	76.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

太字部分を抽出し、
資料1-2-1の形にまとめている

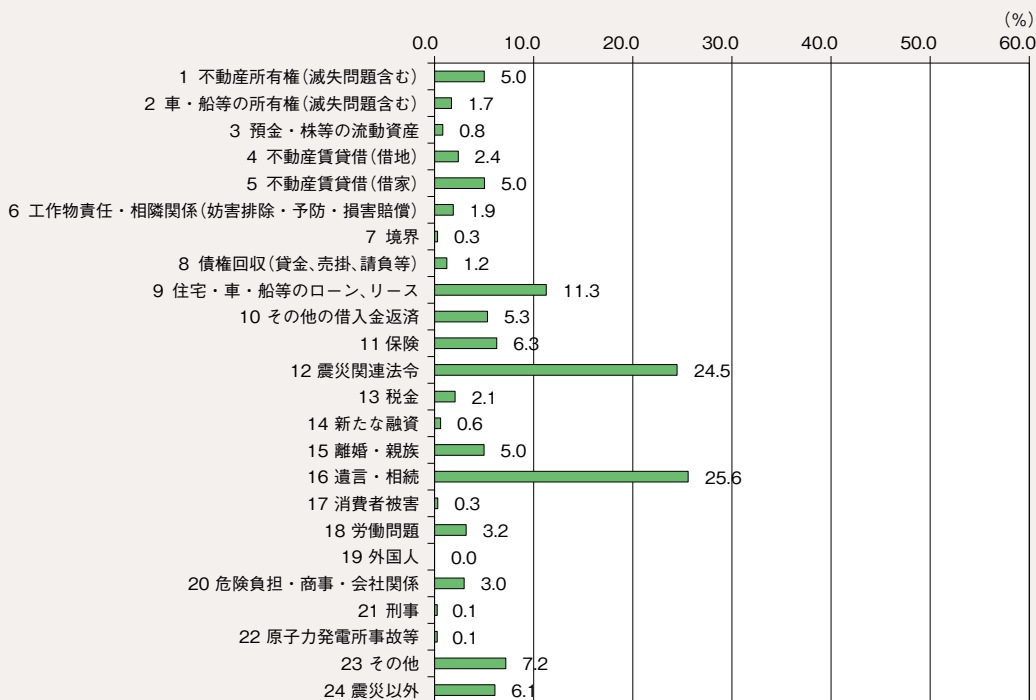
2～23の相談内容は省略

【24 震災以外】

(単位：%)

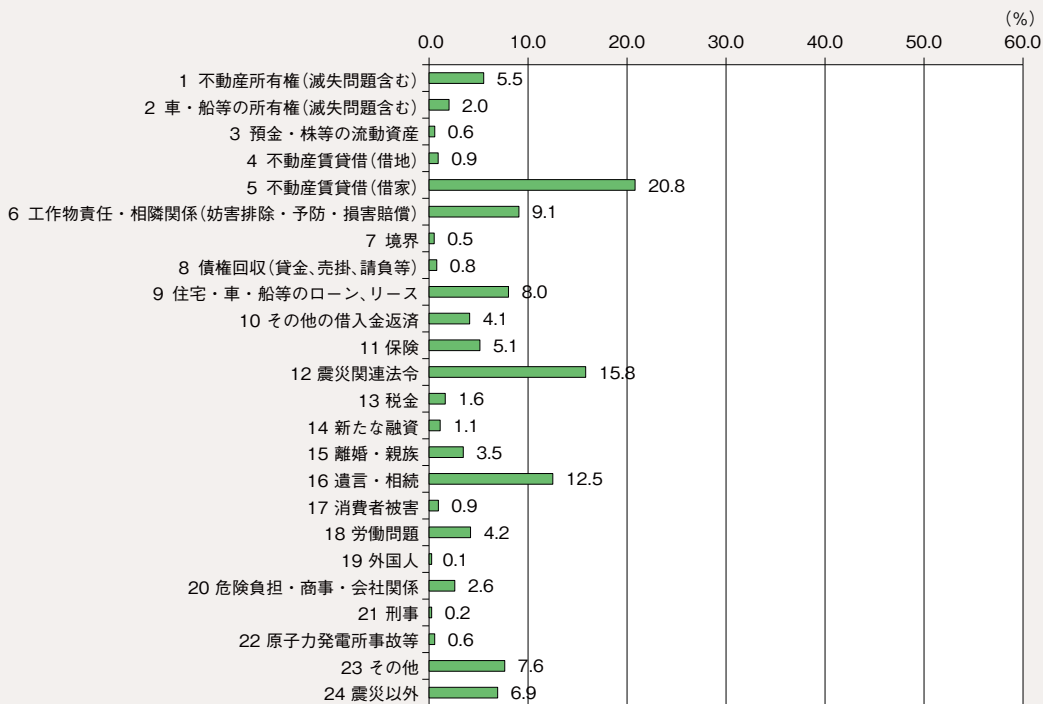
法律相談件数 (N)	岩手県 4,925	宮城県 17,736	福島県 12,294	茨城県 1,277	千葉県 515
該当する	6.1	6.9	4.5	2.6	3.7
該当しない	93.9	93.1	95.5	97.4	96.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

■資料1-2-3 無料法律相談内容 (岩手県全体) ■



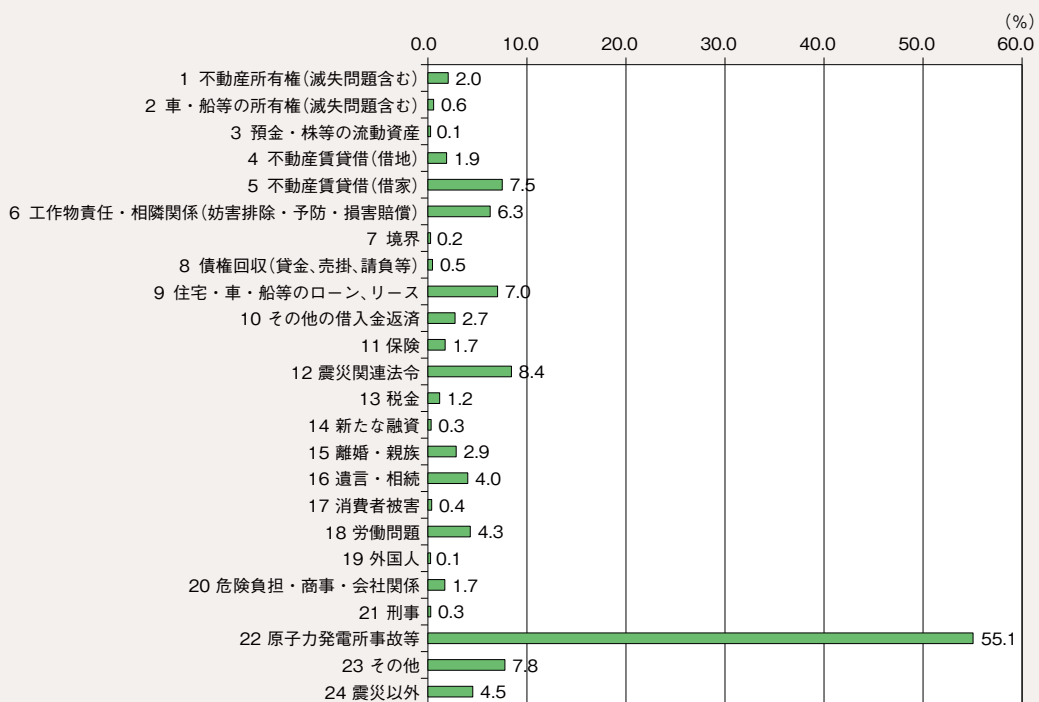
【注】 1. 被災地における無料法律相談（2011年3月中旬～2012年5月下旬）の集計結果によるもの。
2. 各無料法律相談内容の分母はそれぞれ4,925件である。

■資料1-2-4 無料法律相談内容（宮城県全体）■



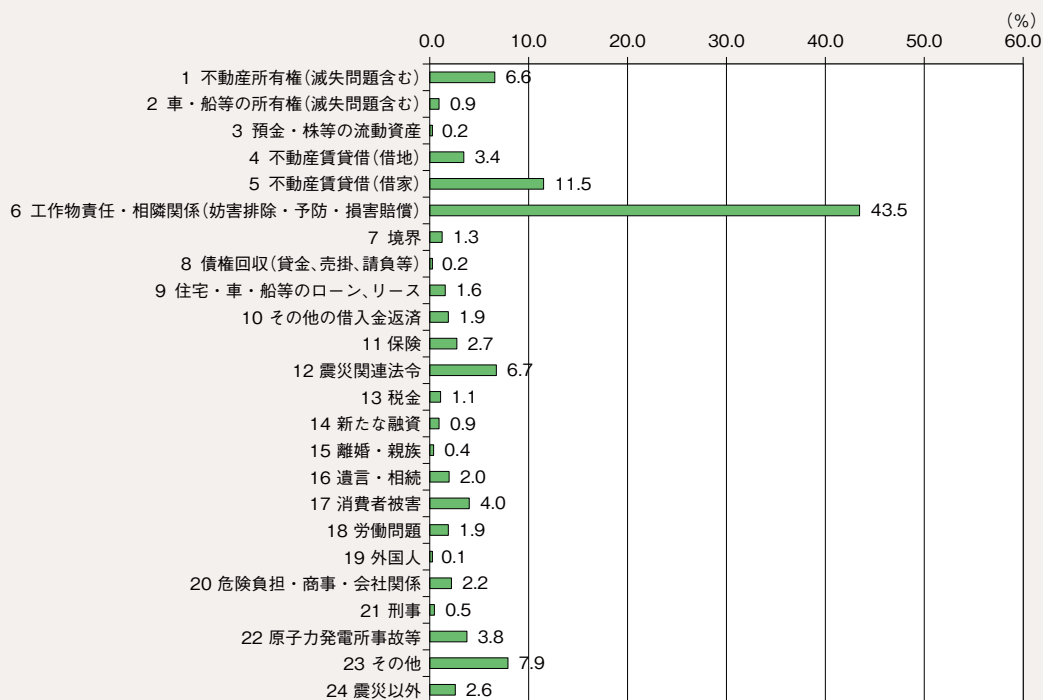
【注】 1. 被災地における無料法律相談（2011年3月中旬～2012年5月下旬）の集計結果によるもの。
 2. 各無料法律相談内容の分母はそれぞれ17,736件である。

■資料1-2-5 無料法律相談内容（福島県全体）■



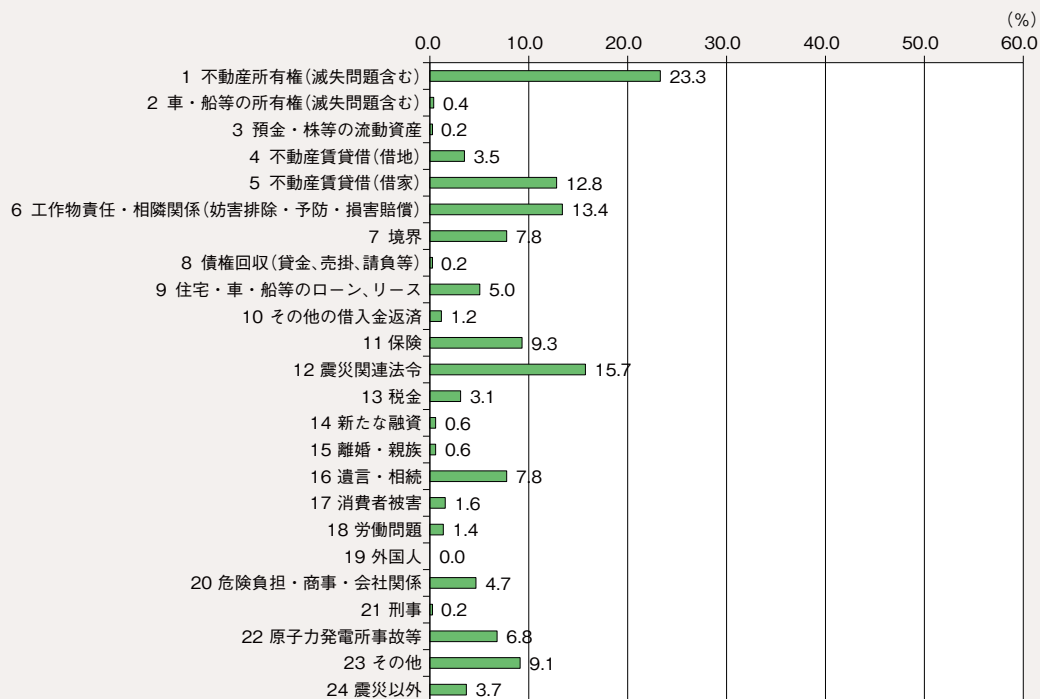
【注】 1. 被災地における無料法律相談（2011年3月中旬～2012年5月下旬）の集計結果によるもの。
 2. 各無料法律相談内容の分母はそれぞれ12,294件である。

■資料1-2-6 無料法律相談内容（茨城県全体）■



【注】 1. 被災地における無料法律相談（2011年3月中旬～2012年5月下旬）の集計結果によるもの。
 2. 各無料法律相談内容の分母はそれぞれ1,277件である。

■資料1-2-7 無料法律相談内容（千葉県全体）■



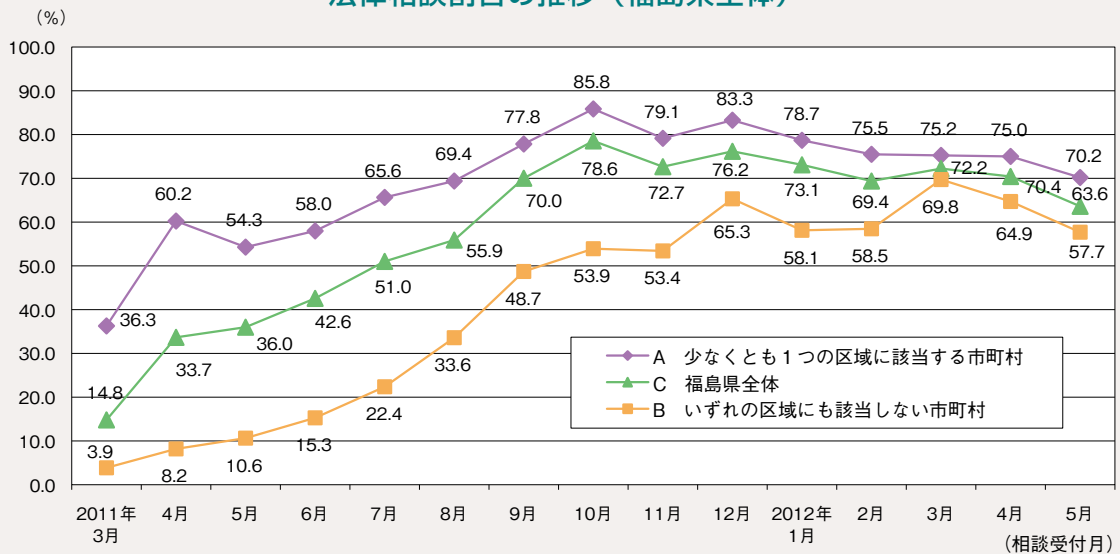
【注】 1. 被災地における無料法律相談（2011年3月中旬～2012年5月下旬）の集計結果によるもの。
 2. 各無料法律相談内容の分母はそれぞれ515件である。

2. 原子力発電所事故等に関する法律相談の推移とその内訳

以下は、日弁連が把握した東日本大震災無料法律相談のうち、福島県における原子力発電所事故等に関する法律相談割合の推移について、原発避難区域別にみたものである。具体的には、警戒区域に該当する市町村（南相馬市、田村市、楡葉町、川内村、浪江町、葛尾村、富岡町、大熊町、双葉町）、計画的避難区域に該当する市町村（南相馬市、浪江町、葛尾村、川俣町、飯館村）、緊急時避難準備区域に該当する市町村（南相馬市、田村市、楡葉町、川内村、広野町）を「A 少なくとも1つの区域に該当する市町村」とし、それ以外の福島県の市町村を「B いずれの区域にも該当しない市町村」とした。なお、緊急時避難準備区域は、2011年9月30日に指定の解除が決定され、警戒区域のうち、川内村、田村市、南相馬市については、2012年3月30日に指定の解除が決定されている（但し、これらの市町村は「A 少なくとも1つの区域に該当する市町村」の集計に含めている）。

「A 少なくとも1つの区域に該当する市町村」の原子力発電所事故等に関する法律相談割合が2011年5月に一時減少したが、その後いずれの区域についても、2011年内はほぼ右肩上がりに当該法律相談割合が増加している。特に「B いずれの区域にも該当しない市町村」の当該法律相談割合の増加が顕著である。

■資料1-2-8 原発避難区域別にみた「22 原子力発電所事故等」に関する法律相談割合の推移（福島県全体）



■資料1-2-9 各月の法律相談件数（福島県）（上記グラフの割合の分母となる値）

(単位：件)

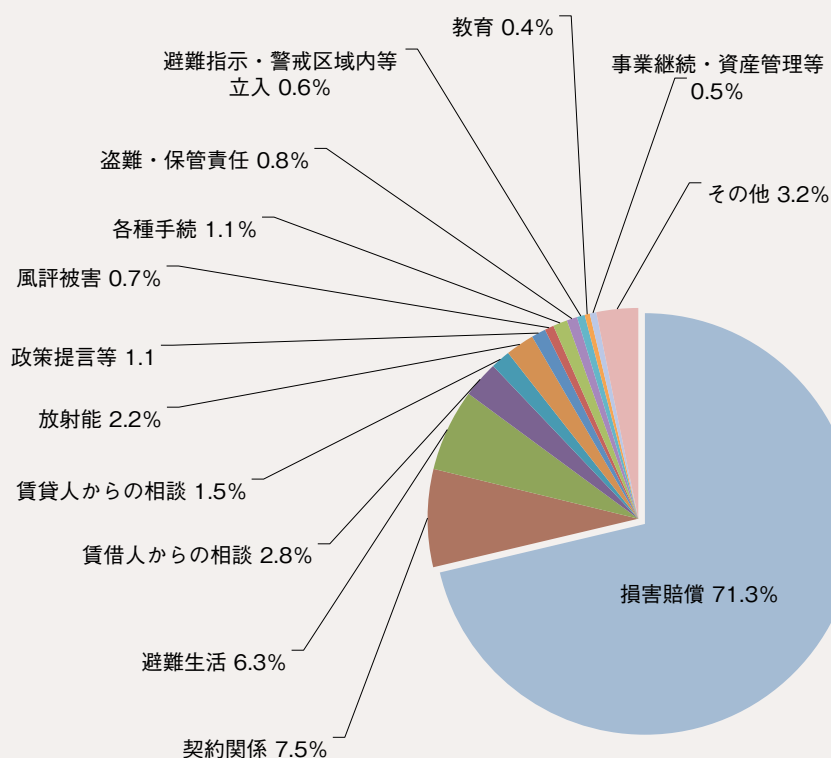
相談受付月	2011年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2012年1月	2月	3月	4月	5月
A 少なくとも1つの区域に該当する市町村	102	835	864	633	585	454	546	643	465	317	305	310	210	192	161
B いずれの区域にも該当しない市町村	207	843	639	373	286	259	273	204	161	173	160	183	285	171	130
C 福島県全体	331	1,794	1,642	1,097	931	814	984	1,007	735	575	535	565	558	409	316

- 【注】 1. グラフ（資料1-2-8）の法律相談の割合は、各月における原発避難区域別の「22 原子力発電所事故等」に該当する法律相談件数を各月の法律相談件数（資料1-2-9）で除して算出した値である。
 2. 市町村が無回答・不明の相談者がいるため、AとBの和がCにならない。
 3. 「A 少なくとも1つの区域に該当する市町村」とは次のとおり。南相馬市、田村市、楡葉町、川内村、浪江町、葛尾村、富岡町、大熊町、双葉町、川俣町、飯館村、広野町。なお、緊急時避難準備区域（南相馬市、田村市、楡葉町、川内村、広野町）は、2011年9月30日に指定の解除が決定され、警戒区域のうち、川内村、田村市、南相馬市については、2012年3月30日に指定を解除されているが、これらの市町村は集計に含めている。

以下は、日弁連が把握した東日本大震災無料法律相談のうち、福島県における「原子力発電所事故等」の相談（2011年3月中旬から12月中旬までに実施された無料電話相談や無料面談相談のうち日弁連が把握できたもの。なお、いわゆる説明会などに付随した相談は含まない）について、詳細分類を行ったものである（重複しての分類はない）。分類は、相談分析責任者の弁護士が上記期間中のすべての「原子力発電所事故等」の相談の中身を精査し、事案を特徴づけるキーワードを抽出する方法で実施された。最も割合が多いのは、原発事故による損害賠償に関連する相談であり、「原子力発電所事故等」の相談のうち約7割を占めている。一方で、賃貸借契約以外の契約関係の相談、避難生活の相談、賃貸借契約に関する相談（「賃借人からの相談」及び「賃貸人からの相談」）等も無視できない割合となっている。

■資料1-2-10 原発事故に関する法律相談の内訳（福島県全体）■

(N=4,454)



【注】 1. 分析対象者は、被災当時の住所地が福島県であった相談者である。
2. Nとは法律相談件数を指す。

—被災地の事務所から—

震災復興のための弁護士雇用等に関する補助金支給制度を利用して、被災地の事務所で働く弁護士の活動を報告します。

遠野での活動

私が、平成23年3月11日に発生した東日本大震災後、初めて岩手県に赴いたのは、同年6月、ボランティア活動への参加がきっかけでした。遠野市を拠点とするボランティア団体の活動に参加し、瓦礫の撤去作業や足湯の提供等を行いました。この頃は、津波の被害を受けた地域には多くの瓦礫が残っており、その1つ1つに生活の跡が見られ、震災による被害が余りにも大きいという事実をまざまざと思い知らされたのを覚えています。

このボランティア活動に参加したことが1つの契機となり、また、元々弁護士の少ない地域に行きたいと思っていたことや、東北（山形）出身者として被災者の方々のために出来ることをしたいと思ったことも相まって、私は、平成23年12月に東京弁護士会から岩手弁護士会に登録換えをし、遠野市で弁護士をすることになりました。

遠野での活動が始まって以降も、遠野のボランティア団体の方々と様々な場面で活動をご一緒させていただきました。例えば、仮設住宅等を戸別訪問して生活支援活動を行っているグループに同行し、訪問先の方とのお話の中で法的な悩みごとが出てきた場合には、その場で情報提供をしたり、遠野市内にある仮設住宅の集会所で「お茶っこ」を実施しているグループと一緒に、お茶をいただきながら震災に関する制度（被災ローン減免制度、被災者生活再建支援金、義援金など）についてお話したり、といった活動です。私が単独で被災者の方からお話をうかがうと、「弁護士さんは敷居が高いよねえ…。」「弁護士には何をどう相談したら良いか

大沼 宗範（岩手弁護士会）

分からないよ。」という声を耳にすることも多いのですが、普段から被災者の方々の近くに寄り添い、心が通っているボランティアの方々と一緒に活動することで、「弁護士」ということに対してあまり壁を感じることなく、お話いただける印象を受けています。

一方、ボランティア団体の方々からは、関係機関との交渉について助言を求められたり、活動の中で直面した法的な問題点について質問されたりすることがあります。こうした要望に対して回答・助言することで、ボランティア団体の後方支援も出来るのではないかと考えています。



足湯用のお湯を沸かす様子

こうしたボランティア団体をはじめ、関係機関と連携しながら取り組む活動として、私は

これまで、難民支援協会の法律紙芝居活動、岩手弁護士会のふれあいサロン、東京ひまわり隊の戸別訪問活動などに参加させていただき、関係者の方々と連携の方法や、被災者の方々と接し方などを勉強させていただきました。今後、復興に向けて、被災者の方々には様々な悩みが出てくると予想されますが、私も、勉強させていただいたことをもとに、ボランティア団体の方々と連携しながら、1つ1つ取り組んで参りたいと思います。

3 政策・立法提言

■資料1-3-1 東日本大震災・原子力発電所事故等に関する日弁連の提言と その後の政府等での検討状況・成果

公表日時		提言の名称	意見の趣旨	その後の検討状況・成果
2011	4/14	東日本大震災に関する第一次緊急提言	災害甲斐金の支給等に関する法律が定める災害援護資金貸付金について、現在必要としている保証人を不要とすべきである。	2011年5月2日に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が成立し、被災者に対する災害援護資金の貸付けについて、①保証人を立てなくてもよい、②利率を引き下げる、③償還期間・据置期間を3年延長するなどの特例措置が講じられた。
2011	4/22	「福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」に関する会長声明	2011年4月19日、文部科学省が政府の発表に基づき、発出した「福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」と称する通知において非常事態収束後の参考レベル従前の一般公衆の被ばく基準量（年間1mSv）を最大20倍まで許容したことに対し、その撤回を求める。	2011年5月27日、文部科学省は、「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」を発表し、この中で、「年間1ミリシーベルトから20ミリシーベルトを目安とし」としながらも、「今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくという基本に立って、今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面、1ミリシーベルトを目指す」として、不完全ながら同通知を撤回した。
2011	4/22	東日本大震災で生じた二重ローン問題などの不合理な債務からの解放についての提言	(1) 東日本大震災（原子力発電所事故を含む。）により、既存のローンの対象となっていた資産（当該資産の使用収益が当該ローンの返済に重要な意味をもっていた資産。必ずしも当該ローンの担保となっていたものに限らない。）が滅失または著しく毀損し、当該ローンの返済が不能もしくは著しく困難となり、または生計・生活を維持するために既存のローンと同等のローンの負担をせざるを得ない場合に、個別の法的整理手続によらず、債権者（金融機関）が簡易な手続により既存のローンについて債権放棄をすることを可能にすることで、被災者の生活の再建、自立復興を促す。 (2) かかる私的整理スキームの利用を促進するため、債権者に対する債務免除益課税回避策を講じるとともに、債権放棄をする金融機関に対しても無税償却の容認、金融機能強化法に基づく公的資金の注入、不良債権の買取りの促進などを行い、金融システムに対する不安を生じさせないことに留意するなど。	2011年7月15日、全国銀行協会を中心とする「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が、ガイドラインを策定・公表。同年8月22日、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が受付を開始
2011	5/6	エネルギー政策の根本的な転換に向けた意見書	1 持続可能性を基本原則とするエネルギー政策にすること。 2 原子力発電所については、新增設を停止し、既設のものは段階的に廃止すること等。 3 石炭火力発電についても、新增設を停止すること。 4 再生可能エネルギーの推進を政策の中核に据えること。 5 エネルギー製造・供給事業の自由化を促進し、発電と送電を分離すること。 6 エネルギー消費を抑制するための実効的な制度を導入すること。 7 排出量取引制度等によってエネルギー供給の確実な低炭素化を図っていくこと。 8 エネルギー政策が多くの国民に開かれ、国民の積極的な参加を促すものとする。	2011年8月30日、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法成立。 2012年6月18日、再生可能エネルギーの固定価格買取制度について、調達価格・調達期間及び賦課金単価を含む制度の詳細が決定、関連する省令や告示が公布。 2012年7月1日から、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始。

公表日時	提言の名称	意見の趣旨	その後の検討状況・成果
2011 5/19	東日本大震災復興支援緊急措置法案骨子案<第一次案>	東日本大震災（原子力発電所事故を含む。）により、既存のローンの対象となっていた資産、自家用自動車又は重要な事業用資産が滅失または著しく毀損し、当該ローンの返済が不能もしくは著しく困難となり、または生計・生活を維持するために既存のローンと同等のローンの負担をせざるを得ない場合に、債権者（金融機関）が簡易な手続により既存のローンについて債権放棄することを可能にするため、2011年4月22日付けで提案した「二重ローン問題などの不合理な債務からの解放についての提言」に沿って、債務解放のための具体的な提案を法案骨子の形で取りまとめたもの。	2011年7月15日、全国銀行協会を中心とする「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が、ガイドラインを策定・公表。同年8月22日、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が受付を開始。
2011 5/26	罹災都市借地借家臨時処理法の早期改正を求める意見書	1 罹災都市借地借家臨時処理法につき、優先借地権（同法第2条）の廃止など、当連合会が2010年10月20日付け意見書で提案した改正を緊急に行うべきである。 2 同法を現行のまま東日本大震災の被災地域に適用するべきではない。	1 私的勉強会である罹災都市借地借家臨時処理法改正研究会において、優先借地権の廃止等を提言した報告書の取りまとめがなされた（日弁連意見書にも言及）。 また、2012年8月1日から、法務省が優先借地権制度及び借地権優先譲受権制度の廃止等を盛り込んだ「罹災都市借地借家臨時処理法の見直しに関する担当者素案」についてパブリックコメントを実施。9月7日の法制審議会において、同法見直しに関する諮問がなされ、専門部会が設置された。 2 2011年9月30日に、法務省・国土交通省が、東日本大震災について罹災都市借地借家臨時処理法を適用しないことを決定。
2011 5/30	福島第一原子力発電所事故の損害賠償等として避難者に対する生活基盤の補償等の速やかな確保を求める意見書	放射能の被ばくを避けるために避難する住民に対しては、避難の必要性・合理性に応じ、円滑な避難のための援助と損害賠償を実施すること。また、放射能汚染の評価をふまえ、避難区域・避難対象者の拡大にも柔軟に対応することなど。	2011年12月6日、原子力損害賠償紛争審査会にて「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」を取りまとめた。
2011 6/3	放射性物質の包括的なモニタリングと福島県民に対する総合的な健康確保と差別防止を求める意見書	国と福島県は連携して、福島県民に対する心のケアの充実と社会的な差別の発生を未然に防止するための政策を確立することなど。	2011年7月29日、東日本大震災復興対策本部がまとめた「東日本大震災からの復興の基本方針」において「被災地や避難先における、不安や偏見等に基づく多様な人権問題に対し適切に対処するとともに、その発生を防止する取組みを行い、被災者の孤立を防止する。」と記載されたのを受け、法務省が11月15日付けで「原発事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、いじめ等のほか、震災に起因する生活不安・ストレス等から、その他の様々な人権侵害事案が発生することが予想される。そこで、人権教室等の各種人権啓発活動を継続して行うとともに、仮設住宅等を訪問するなどして、被災者の心のケアを含めた人権相談を引き続き適切に実施していく。」との施策を発表。
2011 6/7	被災者の相続放棄等の熟慮期間に関する会長談話	1 被災地のみならず被災者の避難先地域においても、全力をあげてこの点の周知徹底を図るべきである。 2 さらに、被災者の負担している不合理な債務からの解放（いわゆる「二重ローン問題」）については、政府や各政党においてその具体的施策が検討されている状況に鑑み、家庭裁判所においてもこの熟慮期間については柔軟に取り扱われるべきである。 3 速やかに、立法により必要かつ相当な救済措置がとられるよう、政府並びに国会に強く求めるものである。	2011年6月17日に、東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律が成立し、2011年11月30日まで熟慮期間が延長された。
2011 6/11	東日本大震災から3か月目の課題に関する会長声明	原発事故につき住民等に対する原状回復を基本とする十分かつ迅速な被害補償、段階的な原子力発電所の停止・廃止とエネルギー政策の転換。 原子力損害賠償案件について、相対交渉と裁判所以外の、迅速な解決のため立法措置等。	2011年8月29日に、文部科学省の下に原子力損害賠償紛争解決センターが設置され、同年9月1日から、和解仲介の業務を開始した。

公表日時		提言の名称	意見の趣旨	その後の検討状況・成果
2011	6/16	被災中小企業のための再生支援と民事法律支援に関する意見書	<p>1 再生支援：被災中小企業の再生を支援するため、(1) 再生に関する無料相談、診断、助言及び手続代理人紹介等を行う機関の設置、(2) 私的整理ガイドラインの作成その他の私的整理手続の改善、(3) 十分な予算措置を講じること。</p> <p>2 被災中小企業の清算に関する簡素化措置：国に対し、再建困難な被災中小企業の清算を簡素化するため、破産法の特例である「特例清算」(仮称)を設けること。</p> <p>3 「中小企業震災復興センター(仮称)」(仮称)の構築：政府に対し、可及的速やかに、被災中小企業の再生に関する問題その他法律問題等に対応するため、専門家による無料相談、手続費用の立替、担当専門家等の紹介を行う支援機関(「中小企業震災復興センター」(仮称))を各県の県庁所在地に構築すること及びそのための十分な予算措置を講ずること。</p>	<p>必ずしも意見書の趣旨に沿ったものではないが、各地に以下のとおり産業復興機構が設立された。</p> <p>2011年11月11日岩手産業復興機構設立 2011年11月30日茨城産業復興機構設立 2011年12月22日宮城産業復興機構設立 2012年3月28日千葉産業復興機構設立 2012年5月8日福島産業復興機構設立</p>
2011	6/17	災害時要援護者及び県外避難者の情報共有に関する意見書	<p>・各地方公共団体は、東日本大震災において、災害時要援護者の救助や安否確認等、県外避難者への支援や相互連絡等につき、これらに協力する行政機関・地方公共団体、関係機関や民間協力団体等との間で、その保有する災害時要援護者及び県外避難者情報を共有するため、個人の同意を前提とせず情報の外部提供を直ちに行うこと。また、これを円滑に促進するため、早急に、個人情報保護条例上の根拠規定及び関係機関共有のためのガイドラインを設け、周知を徹底すること。</p> <p>・各地方公共団体は、個人情報保護条例において、災害時の個人情報の外部提供を促進する根拠規定を定めること。</p> <p>・各地方公共団体は、大規模災害時に住民の安否、避難状況等の確認と被災者に対する支援施策を円滑に行うためのシステムを早急に整備すること。</p>	<p>2012年7月3日に開催した日弁連主催のシンポジウム「災害時における個人情報情報の適切な取扱い～高齢者・障がい者の安否確認、支援、情報伝達のために～」において、自治体関係者124人が参加し、その際に実施したアンケートでは、今後、弁護士会等による「自治体における個人情報保護法セミナー」を開催するとした場合、自治体職員として「利用したい」という回答が85%に上った。</p>
2011	6/17	福島第一原子力発電所事故による損害賠償の枠組みについての意見書	<p>1 福島第一原子力発電所事故による損害賠償の枠組みについては、(1) 東京電力の現有資産による賠償がまずなされること、(2) 不足する部分については国が上限を定めず援助する法律上の義務があること、(3) 原子力発電所災害を完全に防止するため、損害賠償についての枠組みは、持続可能なエネルギー供給・需要体制の構築と調和するものでなければならないことの3つの原則が確立されるべきである。</p> <p>2 上記原則に基づき、東京電力による賠償を実施するための国の援助策は、以下のようになすべきである。</p> <p>(1) 東京電力による損害賠償に対する援助としては、現在計画されているような「資本注入・資金援助」ではなく、国が東京電力の送配電事業(関連知的財産権を含む。)の譲渡を受け、その対価として被災者への損害賠償債務を引き受けることによって行う。</p> <p>また、東京電力が有する保養所等その他の資産を民間等に売却し、それによって生じた資金も損害賠償の原資とする。</p> <p>(2) プルサーマル計画を中止し、再処理等積立金を損害賠償原資として活用する。</p> <p>(3) 損害賠償額が(1)(2)を超えるときは、東京電力が継続して営む原子力発電以外の他の発電事業の収益及び国が買い取った「送配電事業」の収益をもって損害賠償の原資とする。</p> <p>(4) 以上の過程を通じて、東京電力による資産散逸・資産の浪費を防ぎ、資産譲渡によって得られた原資を損害賠償債務の弁済に充てることを確保するため、東京電力の法的整理を検討するべきである。</p> <p>(5) 送配電事業は、その公共性に配慮し、リスクに強い、分散型の、スマート・グリッドを整備すべきである。送配電事業については、損害賠償が終了するまで国又は公的機関が管理する。</p>	<p>2011年8月3日に成立した原子力損害賠償支援機構法によって国の賠償責任を明確化した。</p> <p>また、総合事業計画等により、東京電力の有する資産の売却が行われている。</p>

公表日時		提言の名称	意見の趣旨	その後の検討状況・成果
2011	6/23	災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正を求める意見書	1 災害弔慰金法3条2項に定める遺族の範囲に、災害により死亡した者と生計を一にする兄弟姉妹も含めるべきである。 2 災害弔慰金及び災害障害見舞金について差押禁止条項を設け、被災者生活再建支援法に基づく支援金についても差押禁止条項を設けるべきである。	1 2011年7月25日に、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が成立し、弔慰金の支給対象を、死亡した者と同居又は生計を同じくしていた兄弟姉妹に拡大された。 2 2011年8月23日に、前記弔慰金支給法の改正法、東日本大震災関連義援金に係る差押え禁止等に関する法律が成立した。
2011	7/13	事業者の二重ローン解消のために早期に債権買取機関を設置することを求める会長声明	国及び国会が被災地、被災者の切実な声に耳を傾け、政党間の意見の相違を乗り越えて早期合意を図り、救済の対象範囲を広げ、新規の融資が柔軟に行われる等の実効性のある債権買取機構を、立法により一日も早く設置することを求める。	2011年11月21日、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法が成立
2011	7/15	原子力発電と核燃料サイクルからの撤退を求める意見書	1 我が国の原子力政策を抜本的に見直し、原子力発電と核燃料サイクル政策から撤退すること。その具体的な廃止にむけての道筋は以下のとおりである。 (1) 原子力発電所の新增設(計画中・建設中のものを全て含む。)を止め、再処理工場、高速増殖炉などの核燃料サイクル施設は直ちに廃止する。 (2) 既設の原子力発電所のうち、①福島第一及び第二原子力発電所、②敷地付近で大地震が発生することが予見されるもの、③運転開始後30年を経過したものは、直ちに廃止する。 (3) 上記以外の原子力発電所は、10年以内のできるだけ早い時期に全て廃止する。廃止するまでの間は、安全基準について国民的議論を尽くし、その安全基準に適合しない限り運転(停止中の原子力発電所の再起動を含む。)は認められない。 2 今後のエネルギー政策は、再生可能エネルギーの推進、省エネルギー及びエネルギー利用の効率化を政策の中核とすること。	2012年6月20日、原子力規制委員会設置法が成立し、原則として、運転開始後40年を経過した原子炉を廃止することなどが法制化された。 また、政府のエネルギー・環境会議により、6月29日に「エネルギー・環境に関する選択肢」が提示され、2030年の原発比率につき、①0%、②15%、③20~25%の3案が提示され、9月中にも政府の方針が策定される予定である。
2011	7/29	放射能による環境汚染と放射性廃棄物の対策についての意見書	放射能による環境汚染と放射性廃棄物の対策についての権限と責務を明確化するために、環境基本法第13条を削除し、かつ、環境省の権限と責務であることを法律において明記すべきこと、放射能による環境汚染と放射性廃棄物の対策について、総合的な立法を行うべきである。 また、放射性廃棄物かどうかを区別する基準については、現行のクリアランスレベルである10μSv/年を基本として定める値(セシウム137については、100ベクレル/kg)によるべきであり、したがって、100ベクレル/kg以上のものについては、放射性廃棄物として厳重な取扱いが必要であるものとするべきであり、8000ベクレル/kgを超えるものについては、その移動・保管の際に、一般公衆の被ばく線量限度である1mSv/年を超えるおそれがあるので、特に厳重な取扱いが必要である。	2011年8月26日、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法が成立した。
2011	9/13	原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続を全国各地で実施することを求める会長声明	福島県内のみならず、全国各地の避難者にこれ以上の負担をかけることのないよう、でき得る限り、被害者が多く避難している避難先の付近、最低でも多くの避難者がいる都道府県庁所在地において、和解仲介手続を実施できるような体制を整えることが必要である。	2012年7月2日、センター福島事務所の支所として県北(福島市)、会津、いわき、相双の各支所が開設され、口頭審理を開催する体制が整えられた。
2011	9/16	東京電力株式会社が行う原発事故被害者への損害賠償手続に関する会長声明	請求書式が、分量として約60ページ、さらに説明書類は約160ページに及ぶものであり、被害者にとっての書きやすさより、東京電力側の負担を軽減することを念頭に置いて作成されており、また、その記入に多大な時間、労力及び注意力を要する非常に煩雑な様式になっていること、また、合意書に署名すると、少なくとも賠償対象期間の損害については、他の救済手段が採れなくなるという法的効果をもたらすことになる。したがって、賠償額に不満あるいは疑念があるときには、安易に合意書に署名しないことなど。	2011年10月11日、東京電力はプレスリリース「原子力損害賠償請求手続の改善に向けた取り組みについて」において、書類の簡素化及び合意書の見直しを表明した。

公表日時		提言の名称	意見の趣旨	その後の検討状況・成果
2011	10/19	消費者の食品に対する安全・安心の確保のために放射性物質汚染食品による内部被ばくを防止する施策の実施を求める意見書	食品中に含まれる放射性物質の基準について、ICRP（国際放射線防護委員会）の1990年勧告による一般公衆1年当たり1mSv（ミリシーベルト）を参考にして厳格な基準値を設定すべきであるなど。	2012年4月1日から、暫定規制値で許容している年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げられた。
2011	10/20	事業者の二重ローン問題解消のための『株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案』に関する会長声明	「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案」の民主党、自由民主党、公明党による三党合意を歓迎し、臨時国会での本法案の審議を急ぎ、一刻も早い成立及び機構の設立を求める。	2011年11月21日、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法が成立した。
2011	11/14	『株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案』に関する会長声明	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案について、国会において、少なくとも議論を尽くし、適切な修正又は質疑による法案の趣旨の明確化を図る点を指摘し、早期に成立させることを求める。	2011年11月21日、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法が成立した。
2011	12/9	災害救助法の運用に基づく民間賃貸住宅借上げ制度の新規受入継続を求める会長声明	福島県は、民間賃貸住宅借上げ制度の新規受入れ停止要請を撤回し、今後も同制度による受入れを行うよう、各都道府県に周知すべきである。	相次ぐ批判を受け、福島県災害対策本部会議において、佐藤雄平知事が当面は正式要請をしない考えを示した。
2011	12/14	東日本大震災等の被災者への『法的支援事業』特別措置法の制定を求める会長声明	次期通常国会においては、その冒頭ないし早い時期に本特別措置法が制定され、一日も早く被災地において、ニーズに応じた法的支援が実施できることを求める。	2012年3月23日、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律が成立した。
2012	1/27	原子力損害賠償紛争解決センター申立第1号事件和解案に対する東京電力の回答に関する会長談話	東京電力の回答では、仲介委員の示した和解案のうち、財産価値の減少等に対する賠償等、一部については受け入れる一方で、中間指針で目安として示された金額を超える慰謝料の増額及び仮払い補償金を本件和解時に精算しないとする点を拒絶し、さらにはセンターがあえて設定しなかった清算条項の明記などを求めている。和解案の一部について受諾する姿勢を示しながら、慰謝料や仮払い補償金の精算など被害者にとって重要な点について、これを拒絶したことは、政府及び国民に対する「5つの約束」を守っていないといわざるを得ない。	2012年2月27日、東京電力が和解案を全面的に受諾した。
2012	2/16	福島の復興再生と福島原発事故被害者の援護のための特別立法制定に関する意見書	政府は、早急に被害者の生活再建支援、健康確保及び人権擁護のための施策を行うべきである。 1 被害者に対する生活給付金又は一時金等の生活再建支援制度を創設すること。 2 警戒区域設定された地域に住居を有する被害者に対する損失補償制度を創設すること。 3 国による被害者の健康管理調査と無償医療を実施すること。 4 国は、被害者自らがどの程度被ばくしているかを知る権利があることを認め、また、検査の費用は国が負担すること。 5 居住地から避難するか、残留するかなどの意思決定に当たっては、被害者の自己決定権を尊重し、どのような決定を下した者に対しても、その状況に応じて十分な支援を行うこと。 6 福島県民に対するいわれなき差別を防止すること。 7 警戒区域設定解除を機械的に適用して援助を打ち切るような扱いはしないこと。 8 上記の各施策に伴って支出された国費について、国から東京電力に対する求償等の措置を検討すること。 9 遠隔地避難者に対する支援に万全を期するため、被災者台帳を全国の自治体で整備し、正確な所在を把握するため積極的に情報共有すること。 10 国は避難によって別々に生活せざるを得ない家族に対し、家庭の維持のための支援を行い、避難者の受入れ自治体は住居の提供や雇用の創出・斡旋に努めること。	2012年6月21日、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律が成立した。 本件事故により放出された放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと（第1条）を認めたこと、被害者が被災地に居住するか、避難するか、又は避難した後帰還するかについて、被害者自身の自己決定権を認め、そのいずれを選択した場合であっても適切な支援を受けられることを認めたこと（第2条第2項）、さらに、国がこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を負っていること（第3条）を認めたことは画期的である。

公表日時		提言の名称	意見の趣旨	その後の検討状況・成果
2012	3/15	海岸に立地するコンビナートの津波対策と耐震補強を求める意見書	<p>1 国土交通省に対して、国土交通省関東地方整備局「臨海部の地震被災影響検討委員会報告書」の提言を踏まえ、東日本大震災時のコンビナート災害についても調査検討を行い、その再発防止対策を立案することを求める。</p> <p>2 国土交通省に対して、各都道府県の石油コンビナート等防災本部に対して、海岸に立地するコンビナートに対する耐震補強対策・津波対策を立案して、設置者に対してこれを速やかに徹底するよう求める。</p> <p>3 政府に対して、2の対策に関して国による財政支援を含む措置を設置者に示して、耐震補強対策・津波対策の確保を求める。</p>	<p>国土交通省がコンビナート港湾における地震・津波対策検討会議を設置し、2012年5月30日に第1回会議を開催、同年8月2日に開催された第3回会議で取りまとめを行った。</p>
2012	3/15	原子力組織制度改革法案に関する意見書	<p>1 原子力規制機関は直接、間接を問わず他の機関の影響を受けない独立した機関とするべきである。原子力推進を目的とする原子力基本法は廃止することとし、原子力委員会も廃止すべきである。また、原子力規制機関が設置されることとなる環境省は、地球温暖化対策として原子力利用を推進するとの方針を撤回すべきである。</p> <p>2 原子炉施設の安全性は、常に最新の科学的知見により評価を受け続けるべきであることを定めるバックフィット制度の導入は評価できるが、これを的確に判断できる実質的判断機関を設置し、適格な人選を行うべきである。</p> <p>3 原子力発電の運転期間は設計時の想定された30年を限度とし、例外を認めるべきではない。</p> <p>4 原子力規制庁は権限、予算、人事においてその独立性を法的に担保するなど、真に実効性ある安全規制機関として創設すべきである。</p>	<p>2012年6月20日、原子力規制委員会設置法が成立し、以下の点が規定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会を国家行政組織法第3条に基づいて設置される行政委員会（いわゆる3条委員会）とすることで、委員の身分を保障し、職権の独立性を強化した。 ・発電用原子炉の運転期間については、原則として40年に制限された（ただし例外として20年を超えない期間で1回に限り延長の認可をすることができる）。 ・最新の安全基準を満たさない発電用原子炉に運転停止等を命じることができるいわゆるバックフィット制度が規定された。
2012	4/20	南相馬市民130人による集団申立事件に関する原子力損害賠償紛争解決センターの和解案についての会長談話	<p>仲介委員が示した和解案について、滞在者についても、その精神的苦痛を避難者のそれに匹敵すると評価した上でおおむね同等の慰謝料を認めた点は画期的であり、高く評価できる。</p> <p>東京電力は、速やかに本和解案を受け入れ、本件申立人らに対する損害賠償を行うことを求める。</p>	<p>2012年6月1日、東京電力が和解案を承諾。</p>
2012	5/11	災害関連死に関する意見書	<p>1 被災地の自治体は、災害弔慰金の支給等に関する条例における「災害関連死」には、災害と死亡の間に直接的なつながりが認められる場合だけでなく、災害がなければその時期に死亡することはなかったと認められる場合が含まれることを広く住民に明示するとともに、弔意の趣旨に沿って、できる限り広い認定がなされるよう適正に運用すべきである。</p> <p>国は、適正な運用がなされるよう、この認定基準を被災地の自治体に対し周知すべきである。</p> <p>2 被災地の自治体は、市町村及びその委託を受けて県に設置された災害弔慰金支給審査委員会における審査を迅速化し、審査が容易な件については申出から2か月以内に決定し、審査が困難で十分な事実調査を必要とする件又は不認定とする件についても6か月程度で判断を行うことを目安に審査体制を整えるべきである。</p> <p>3 被災地の自治体の判断基準が明確ではなく、出訴期間に関する教示が十分でなかったことに鑑み、被災地の自治体は、過去に不支給と判断した事例についても必要に応じて積極的に再審査を行うべきであり、裁判所は、不支給決定に対する取消訴訟において出訴期間を経過した場合の正当事由（行政事件訴訟法第14条1項ただし書）につき柔軟な解釈をすべきである。</p>	<p>復興庁において、2012年5月11日に震災関連死に関する検討会を開催。8月上旬を目途に原因の分析と対応策を取りまとめ予定。</p>

公表日時		提言の名称	意見の趣旨	その後の検討状況・成果
2012	5/11	災害関連死に関する意見書	4 国及び被災地の自治体は、被災地の住民及び全国の避難者に対し、災害弔慰金制度と災害関連死には災害と死亡の間に直接的なつながりが認められる場合だけでなく、災害がなければその時期に死亡することはなかったと認められる場合が含まれること及びその具体的な該当例を積極的かつ分かりやすく広報するとともに、震災直後から現在に至るまでに死亡届の提出がなされた全ての方の遺族に、遺族の心情に十分に配慮した内容の災害関連死の制度と申出に関する具体的な案内を個別に発送し、疑問を感じる事案については積極的に災害関連死の審査の申出又は弁護士会や日本司法支援センターへの相談を促すように周知をするべきである。	
2012	5/18	個人版私的整理ガイドラインの周知等に関する申入書	金融庁において、特に被災3県（岩手県、宮城県及び福島県）に店舗を有する金融機関に対し、債務者に対する個人版私的整理ガイドラインの周知の徹底及び利用の促進を指導されるよう申し入れる。	2012年7月24日付けで、金融庁監督局長が全銀協を始めとする金融機関の協会に対し、「いわゆる二重債務問題に係る被災者支援の促進について」と題する文書を出し、債務者に対しガイドラインの利用を積極的に勧めることなどの周知徹底を求めた。
2012	5/25	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による第1号の支援決定に関する会長談話	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の業務開始から2か月あまりでの第1号の支援決定を評価し、当連合会として今後とも被災事業者の再生と地域のコミュニティの再建を推進するため、再生支援機構、産業復興機構、産業復興相談センター、各種専門家団体、関係する政府機関や地方自治体と協力し、被災事業者の支援活動を継続していく決意を表明。	2012年7月17日、復興庁、金融庁及び中小企業庁が「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による被災事業者支援の促進について」を公表し、多数の被災事業者の支援を迅速かつ適切に行えるような取組みを実施することとし、復興庁・金融庁・中小企業庁は連携し、機構の取組みを支援することとした。
2012	6/1	原子力発電所について独立性の高い規制組織の設置と新たな安全基準を既存原発に適用することを求める会長声明	国会における与野党の協議により、経済産業行政から真に独立した規制機関を速やかに設立し、新たな審査基準を既設原子炉にも適用することを確保するバックフィット制度や緊急時の内閣総理大臣による指示監督権などを法案に規定することを求めるものである	2012年6月20日、原子力規制委員会設置法が成立し、以下の点が規定された。 ・原子力規制委員会を国家行政組織法第3条に基づいて設置される行政委員会（いわゆる3条委員会）とすることで、委員の身分を保障し、職権の独立性を強化した。 ・発電用原子炉の運転期間については、原則として40年に制限された（ただし例外として20年を超えない期間で1回に限り延長の認可をすることができる）。 ・最新の安全基準を満たさない発電用原子炉に運転停止等を命じることができるよういわゆるバックフィット制度が規定された。 ・緊急時における内閣総理大臣の権限が明確化された。

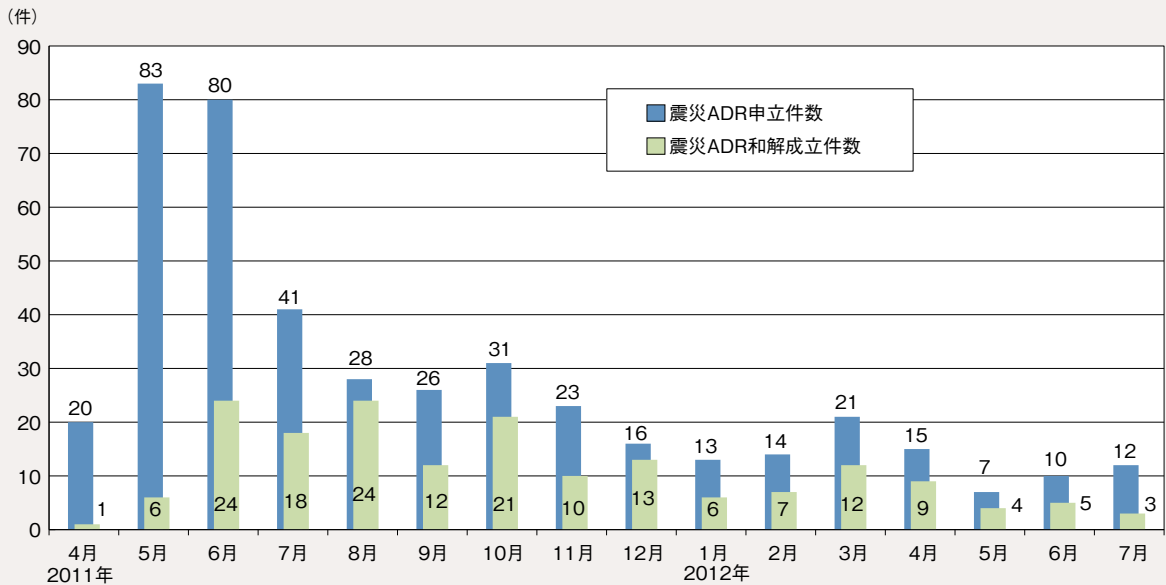
(2012年7月31日現在)

4 被災者支援活動

1. 震災ADR（裁判外紛争解決機関）

仙台弁護士会の震災ADRは、弁護士が仲裁人となり、機動性・迅速性・専門性をもって震災関連の紛争の解決を図るもので、2011年4月20日に発足した。以下は、仙台弁護士会震災ADRにおける発足時から2012年7月現在までの取扱件数をまとめたものである。

■資料1-4 仙台弁護士会震災ADR取扱件数（2011年4月～2012年7月現在）■



2. 広報活動

(1) 日弁連ホームページに災害復興支援サイトを設置（2011年3月23日）



(3) 東京電力からの損害賠償請求書類についての新聞全面広告－東京三弁護士会と共同－（2011年9月25日福島民友・福島民報）



(2) 災害復興支援twitterを開始（2011年6月22日）



<http://twitter.com/JFBAsaigai>

5 二重ローン問題への対応

1. 個人の二重ローン問題

日弁連では、震災直後から、地域コミュニティを再生し被災者が再出発するには、二重ローンのような不合理な債務からの解放が必要不可欠であり、今後被災地にとって大きな問題となることを懸念して、早くからその問題を社会に訴えてきた。2011年4月14日には「東日本大震災に関する第一次緊急提言」を取りまとめ、その中で不合理な債務からの解放と二重ローンの回避を訴え、同年4月19日には、宇都宮会長が枝野官房長官（いずれも当時）と面会の上、本提言を手交し、特に二重ローン問題への対応を要請した。また、4月22日には、「東日本大震災で生じた二重ローン問題などの不合理な債務からの解放についての提言」、さらに5月19日には、「東日本大震災復興支援緊急措置法案骨子案〈第一次案〉」を取りまとめた。

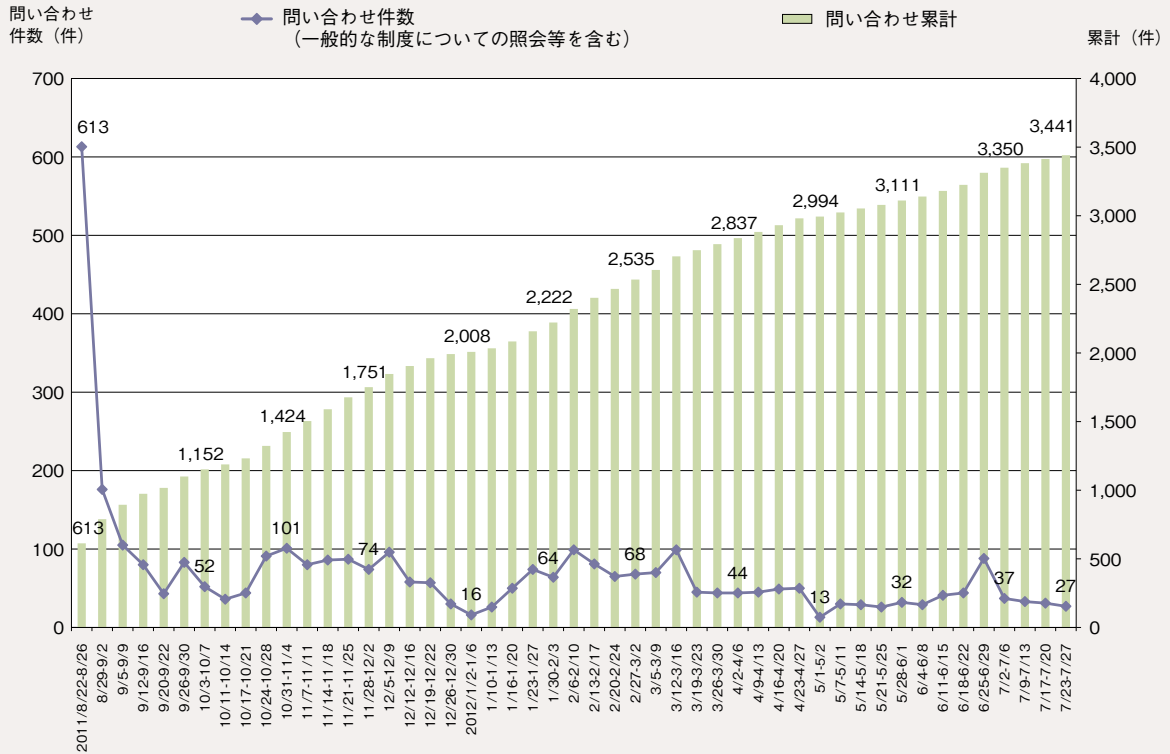
その後、これらの提言に基づき、政府や国会議員等への働きかけを続けた結果、同年7月15日、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が、ガイドラインを策定・公表し、8月22日に、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が発足し、受付を開始するに至った。

同ガイドラインを利用した債務整理には、信用情報登録等や保証人への請求といった不利益を回避しつつ、弁護士等の登録専門家の助けを受けながら債務の減免を得ることができるといった大きなメリットがあり、多くの被災者の生活再建に役立つものと期待された。しかし残念ながら、現状ではこの制度が多く数の被災者に利用されているとはいえない状況にあり、この制度を利用して成立した債務整理件数は、2012年7月27日現在でいまだ43件にすぎない。利用が進まない最も大きな原因は、被災者やその周囲の人たちの中で、この制度が十分に周知されていないことや、債権者である金融機関が被災者に本制度の利用を勧めずに、単に返済のリスケジュールのみを行うような運用をしていることなどが挙げられる。

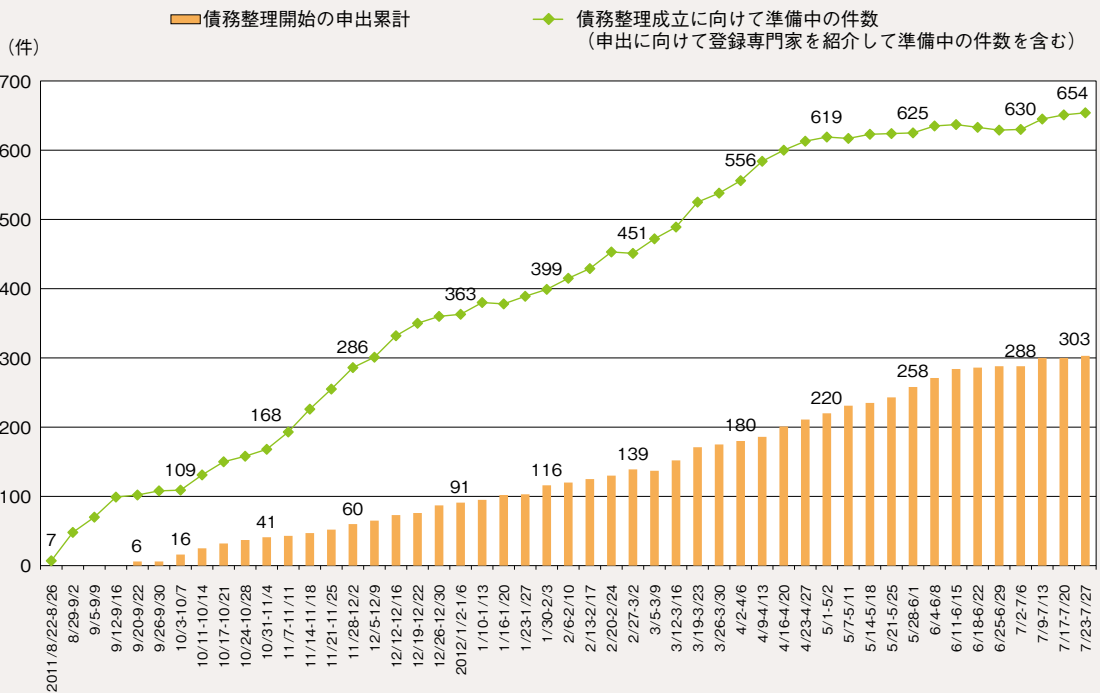
日弁連では、制度の周知のため、制度の目的がわかりやすいよう「被災ローン減免制度」と呼ぶこととし、チラシの作成・配布や、さまざまなメディアを利用した広報活動等に取り組んでいる。金融機関の監督指導権限を持つ金融庁も、2012年7月24日付け金融庁監督局長通知（金監第1894号）において、「金融機関は、債務者の状況を一層きめ細かく把握し、当該債務者に対してガイドライン利用のメリットや効果等を丁寧に説明し、当該債務者の状況に応じて、ガイドラインの利用を積極的に勧めること」として、金融機関に対し被災者に対する制度の紹介等を求めている。特に今後各地で集団防災移転等が始まり、土地の抵当権抹消等のために被災ローン減免制度を活用することによって初めて円滑な解決が実現される事案も少なくないと思われることから、本制度の運用開始から1年を過ぎ、改めて関係諸機関が本制度の積極活用に向けた取組を行うことが必要となっている。

次頁のグラフは、個人版私的整理ガイドライン運営委員会における取扱件数の状況をまとめたものである。

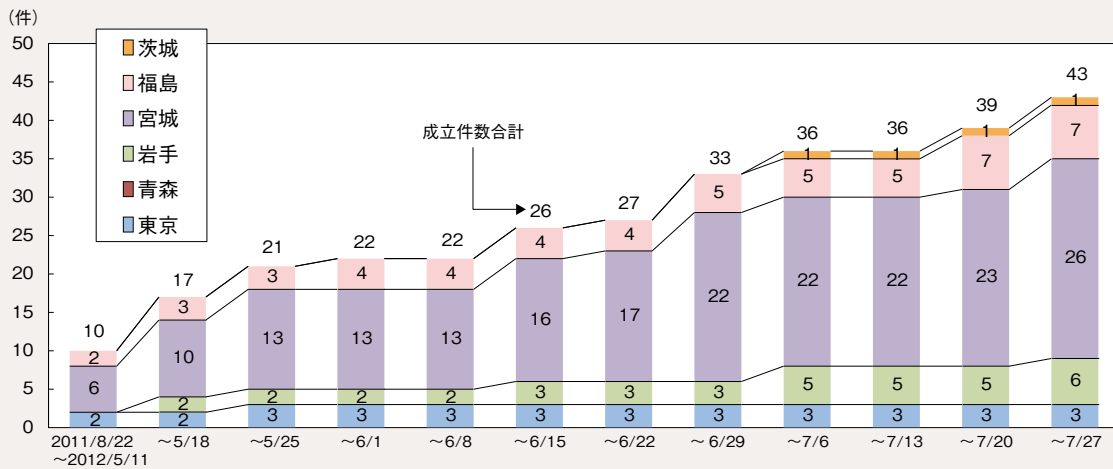
■資料1-5-1 個人版私的整理ガイドライン運営委員会問い合わせ件数
(2012年7月27日現在)



■資料1-5-2 個人版私的整理ガイドライン運営委員会債務整理申出状況等
(2012年7月27日現在)



■資料1-5-3 個人版私的整理ガイドライン運営委員会債務整理の成立件数
(2012年7月27日現在)



—被災地の事務所から—

原発事故被災地での新規事務所開設

西ヶ谷 尚人（福島県弁護士会）

事務所を開設した南相馬市について

みなみそうま法律事務所は、日弁連を始め多くの方々のご支援・ご協力の下、2012年5月に開業いたしました。当事務所は、南相馬市に限らず、昨年発生した福島原子力発電所の事故により損害を受けた方々の損害賠償請求を支援する目的で設立されました。

南相馬市は、旧警戒区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点及び自主避難等対象区域が混在するという極めて複雑な地です。また、南相馬市に限りませんが、全ての市民が損害賠償請求事件の当事者になっているという、史上類を見ない事態が発生している地でもあります。

日々の相談業務を通じて

当事務所は、市民からの法律相談を日々受け付けていますが、その約8割は原発事故に関連するものです。相談に来られる方々は南相馬市の方が中心ですが、飯館村、双葉郡又は伊達市など、様々な地域から相談に来られます。

原子力損害賠償に関する相談は、避難に伴う費用や慰謝料に関する相談が多いですが、それに関連して災害・汚染瓦礫の仮置き場設置に関する相談や、避難中にボランティアに預けたペットのトラブルに関する相談など、その相談内容は多岐にわたり、原発事故によって市民が直面している問題の多さを知ることができます。最近では、国や地方公共団体の除染を待たずに市民が自主的に行う除染費用に関する相談や、避難中に亡くなられた方の遺族から相談を受けることが増えてきました。

また、新聞、テレビ、インターネットや口コミ等を通じて、市民の間では様々な情報が飛び交っており、東京電力に対する損害賠償請求にあたり、どのように対処すればよいのかわかりかねていることも日々実感させられます。

そのような方々が、職場や知人・家族の紹介を通じて当事務所に来て下さると、この地に法律事務所を開設した意義を強く感じます。

原発事故後、福島県弁護士会では原子力発電所事故被害者救済支援センターを設立するなど、会を挙げて被災者の支援に努めてこられましたので、私もこの精神に従い、市民にとって身近な立場で、可能な限り新しくかつ正確な情報を伝えることにより、市民の方々がより適切な法的手段を選択できるよう努めて参りたいと思います。

また、当事務所には打合せ用に広いスペースを整備しておりますので、南相馬市周辺の依頼者と現地にて打合せをする際には、救済支援センター南相馬出張所とともに、当事務所をご利用頂ければと思います。



事務所での相談風景

2. 事業者の二重ローン問題

日弁連は、個人の二重ローン問題と合わせて、事業者に関する問題についても提言の中でその解消策を訴えてきた。前述の「東日本大震災復興支援緊急措置法案骨子案〈第一次案〉」の中では、債権の買取機構の設置を含む法制化を求め、国会議員等への働きかけを行った結果、2011年11月21日、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法が成立し、これに基づき2012年2月22日に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が設立され、3月5日から業務を開始した。

業務開始から約2か月後の5月16日には、第1号の支援決定が出され、さらに7月17日付けで復興庁、金融庁及び中小企業庁が「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による被災事業者支援の促進について」と題する文書を公表し、支援決定までの期間の短縮化等、多数の被災事業者の支援を迅速かつ適切に行えるような態勢を整えている。同年7月31日までに第10号の支援決定が出され、相談・依頼受付件数が500件を超え、その内、支援決定に向けた最終調整を行っているものが62件に上っているなど順調に制度の活用が進んでいる。

また、東日本大震災により被災した県内の事業者に対する債権の買取等の支援については、「産業復興機構」（独立行政法人中小企業基盤整備機構、県内金融機関及び県が出資）が被災県ごとに設立されており、被災事業者からの相談窓口となる「産業復興相談センター」も設置され、それぞれ支援業務を行っている。

今後の被災地における雇用の確保、地域経済の復活、コミュニティの維持と人口流出の防止のためにも、より一層本制度が活用されていくことが望ましく、日弁連も今後その運営に最大限協力していく必要がある。

■資料1-5-4 東日本大震災事業者再生支援機構取扱件数■

(2012年7月27日現在) (単位: 件)

項目		件数
相談・依頼受付件数		計 502
内訳	① 制度に関する質問等で、説明や助言等で一旦は終了しているもの	188
	② 支援に関する相談に入っているが待機中のもの	168
	③ 事業者や金融機関と具体的な協議を行っているもの	74
	④ ③の調整を経て、支援決定に向けた最終調整を行っているもの	62
	⑤ 支援決定を行ったもの	10

【注】 東日本大震災事業者再生支援機構が公表した資料によるもの。支援決定が出るごとに公表されている。

■資料1-5-5 産業復興相談センターの相談受付状況（相談受付事業者数と相談状況）■

(2012年7月27日現在) (単位: 件)

(相談受付開始日)	岩手 (2011/10/7)	宮城 (2011/11/16)	福島 (2011/11/30)	青森 (2011/12/19)	茨城 (2011/11/7)	千葉 (2012/3/5)	合計
相談受付案件数	312	517	227	45	90	122	1,313
うち対応を終了したもの	223	391	172	38	65	84	973
助言・説明等で終了	167	284	160	31	47	56	745
東日本大震災事業者再生支援機構へ引継	15	77	5	1	0	2	100
通常の再生支援へ移行	3	3	2	1	5	13	27
金融機関等による金融支援の合意	38	27	5	5	13	13	101
うち買取決定	(13)	(9)	(1)	—	(0)	(1)	(24)
うち係属中のもの	89	126	55	7	25	38	340
窓口相談継続中 (注2)	51	98	45	7	23	35	259
買取等に向け検討中 (注2)	38	28	10	0	2	3	81

【注】 1. 数値は、中小企業庁から提供を受けた「産業復興相談センターの相談受付状況」によるもので、センター設立以降の累計である。なお、青森は、債権買取を行う機関を設立していない。

2. 窓口相談継続中：再生可能性の判断のため、事業計画の策定可能性を検討中。買取等に向け検討中：買取・リスケジュールに向け、事業計画策定、不動産関係、債権者間調整など、検討・作業中。

6 原子力発電所事故等への対応

1. 原発事故損害賠償への取組

(1) 原子力損害賠償紛争審査会等における賠償基準策定に対する対応

日弁連は、原子力損害賠償紛争審査会の指針策定に関して継続的に意見を述べてきた。関連する意見書、会長声明は全部で15本にも上り、その時点の情勢に照らして、賠償の範囲やその水準、終期などの諸問題について、被害の実情に即したきめの細かい意見を公表し、一定の影響力を行使してきたといえる。例えば、2011年8月5日に取りまとめられた中間指針に、「中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。」などの意見が盛り込まれた。また、同年12月6日に取りまとめられた中間指針追補において、自主避難者と避難しなかった者に対する損害賠償について、不十分ではあるが一定の賠償を認める指針が出されるに至った。その後、2012年3月16日に取りまとめられた中間指針第二次追補においては、政府による避難区域等の見直しに基づく損害の範囲が定められたが、これに対しても日弁連として意見書を取りまとめ、その問題点を指摘した。その後、賠償基準の策定が、経済産業省や文部科学省等の関係官庁、原子力損害賠償支援機構、東京電力等により、非公開で進められるようになり、これに対して、同年7月19日付けで会長声明を発表し、その基準策定の手続の問題点を指摘したものの、7月20日に経済産業省の名義で「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」が公表されている。さらに、これに基づき、東京電力が7月24日に賠償基準を公表したが、基準に沿って算定された賠償額では、多くの被害者にとって被害の回復、生活再建のためには不十分なものととどまると危惧されることから、被害者が適正な損害賠償による救済を受けることができるよう、今後更なる対応が必要になっている。

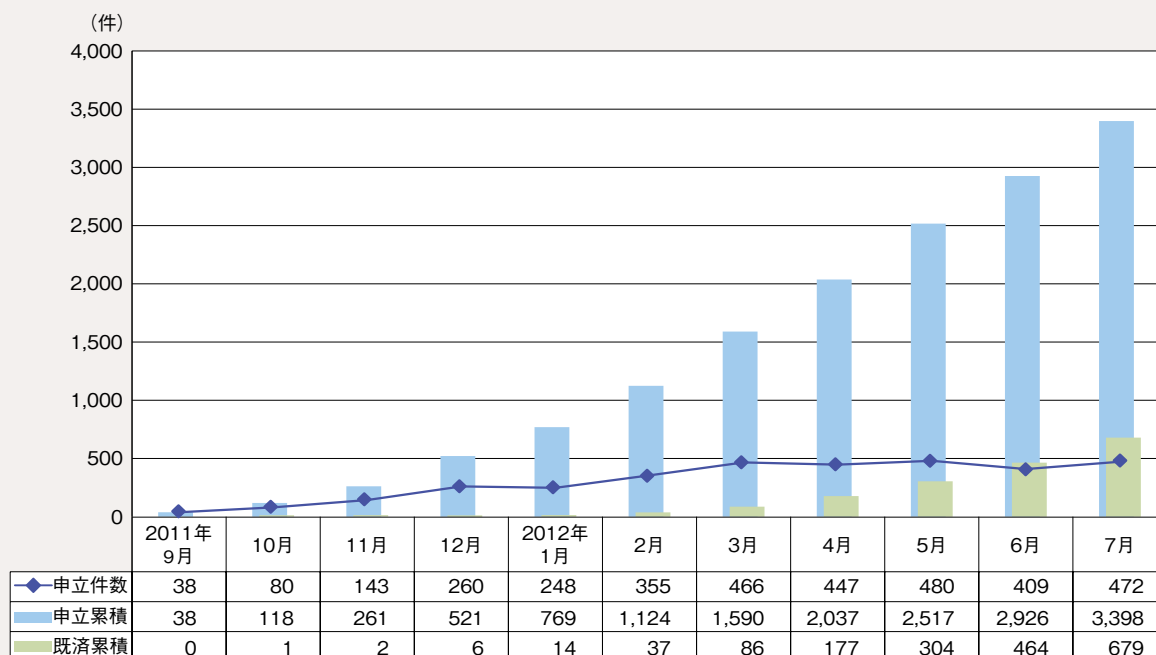
(2) 原子力損害賠償紛争解決センターの設置及びその運営の協力

日弁連は、原子力損害賠償紛争に特化したADR機関の必要性を早くから訴え、政治的な働きかけを行ってきた。2011年6月24日には、政府に対し「原子力損害賠償ADRの態勢整備について（骨子案）」を提示し、「原子力損害賠償紛争解決センター」の設置や同センターの裁定機能の付与等の具体的な提案を行った。

その後、原子力損害賠償紛争審査会の下に原子力損害賠償紛争解決センターが設置され、同年9月1日から申立受付を開始した。日弁連は、同センターの運営に全面的に協力しており、仲介委員、調査官等200名を超える弁護士が同センターに携わっており、今後さらに大幅な増員が見込まれている。

また、東京電力と原子力損害賠償支援機構が政府に提出した特別事業計画が、同年11月4日に認定され、その中で「5つのお約束」として「和解仲介案の尊重」が盛り込まれた。その後、2012年2月13日に計画の変更申請が認定され、最終的に5月9日に総合特別事業計画が認定されるに至っている。それらの改定の都度、和解仲介案の尊重について、より踏み込んだ内容の記述に修正されていった一方で、実際にセンターに申し立てられた個別事件においては、東京電力が仲介委員の提示する和解案を受け入れなかったり、いたずらに審理を長引かせるような対応を取るなど「和解仲介案の尊重義務」を遵守しているとはいえない対応が散見された。日弁連では、これらに対して、適宜、会長声明や会長談話を発表し、東京電力に対する注意喚起を行ってきた。

■資料1-6 原子力損害賠償紛争解決センター申立件数・既済件数の推移■



2. 被害者支援のための取組

日弁連では2011年12月から損害賠償だけでは被害者の十分な救済が図れないことから、損害賠償の枠組みとは別に、被害者支援のためのスキーム作りに着手し、各政党におけるヒアリングを経て、2012年2月16日に、福島原発事故が国の原子力政策の下に発生したことに鑑み、本件事故の被害者に対する人道的援助の第一次的責任は国にあることを踏まえ、包括的な援護立法を制定すべきであることを旨とした「福島の復興再生と福島原発事故被害者の援護のための特別立法制定に関する意見書」を取りまとめた。その後、国会議員への働き掛けや数回の院内集会を経て、本意見書の趣旨を盛り込んだ形で、同年6月21日、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」が成立した。

3. その他原発事故に由来する問題への対応

その他、原発事故による放射性物質（低線量被ばく、食品中の放射性物質、放射性廃棄物等）の問題や本件事故を機に注目されることとなった原子力行政の問題点等について、日弁連は、様々な側面から意見を表明しており、それら意見の中には、社会的に注目を集め、また、間接的に政策に影響を与えたと考えられるものもある。

7 各弁護士会の被災者支援活動

下表は、各弁護士会における被災者支援の主な活動状況についてまとめたものである。

■資料1-7 東日本大震災における各弁護士会の被災者支援活動の概況■

(2012年7月31日現在)

	会長声明・各種提言等	被災地巡回相談	面談法律相談	県内出張及び電話相談	説明会・相談会	会内研修	自治体との連携	他士業との連携	ボランティア団体との連携	その他
札幌	①東北地方太平洋沖地震に関する会長声明（3月25日） ②東北地方太平洋沖地震についての声明（3月26日）【道弁連及び同所管内4弁護士会の連名】 ③東日本大震災・原子力発電所事故から1年を経過しての共同声明（2012年3月24日）【道弁連及び同所管内4弁護士会の連名】	○	○	○	○		無料法律相談会 自治体に対する資料提供 北海道庁の要請による北海道内事業者向けの風評被害説明会	士業間との連携	無料法律相談被災者支援のための資料提供	
函館	①東北地方太平洋沖地震についての声明（3月26日）【道弁連及び同所管内4弁護士会の連名】 ②東日本大震災・原子力発電所事故から1年を経過しての共同声明（2012年3月24日）【道弁連及び同所管内4弁護士会の連名】	○	○	○	○		無料法律相談会 北海道庁の要請による北海道内事業者向けの風評被害説明会			
旭川	①東北地方太平洋沖地震についての声明（3月26日）【道弁連及び同所管内4弁護士会の連名】 ②東日本大震災・原子力発電所事故から1年を経過しての共同声明（2012年3月24日）【道弁連及び同所管内4弁護士会の連名】	○	○	○	○		北海道庁の要請による北海道内事業者向けの風評被害説明会			
釧路	①東北地方太平洋沖地震についての声明（3月26日）【道弁連及び同所管内4弁護士会の連名】 ②東日本大震災・原子力発電所事故から1年を経過しての共同声明（2012年3月24日）【道弁連及び同所管内4弁護士会の連名】	○		○	○		北海道庁の要請による北海道内事業者向けの風評被害説明会			
仙台	(1) 東北地方太平洋沖地震にあたっての会長声明（3月15日） (2) 東日本大震災被災地復興支援に関する第1次緊急提言（4月14日） (3) 東日本大震災の復興支援に関する宣言（5月20日） (4) 東日本大震災への罹災都市借地借家臨時処理法の適用に関する意見書（5月25日） (5) 権利保全特別措置法第6条の適用に関する意見書（5月25日） (6) 東日本大震災により被災した中小・零細事業者を対象とする救済策に関する提言（6月2日） (7) 被災者の信用情報取扱について（6月2日） (8) 被災者に対する各種受給権の差押禁止権化を求める提言（6月15日） (9) 災害救助法の費用支出を全額国負担とする提言（6月15日） (10) 東日本大震災の被災者が抱える既存債務からの解放を求める緊急提言（6月15日） (11) 東日本大震災に伴う東北地方の高速道路の無料措置通行方法について修正を求める緊急提言（6月17日） (12) 災害救助法の積極的活用等を求める提言（7月1日） (13) 既存債務解放に関する緊急請願署名活動へのご協力に感謝の意を表する会長談話（7月27日） (14) 宮城県全域において放射線モニタリングの強化を求める会長声明（8月25日） (15) 震災精神疾患自宅生活困難者の応急的な居住場所確保に関する提言（8月25日） (16) 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用開始にあたっての会長声明（9月14日） (17) 生活保護世帯が受給する義援金等の収入認定に関する申し入れ（9月7日） (18) 東日本大震災から半年を経過しての復興支援に関する宣言（9月22日） (19) 罹災都市借地借家臨時処理法の被災地への適用見送り方針等についての会長談話（10月1日） (20) 仙台市震災復興計画中間案についての意見書（10月20日） (21) 被災者に対する民事法律扶助の制約の撤廃を求める会長声明（11月11日） (22) 東日本大震災等の被災者への「法的支援事業」特別措置法の制定を求める会長声明（12月20日） (23) 被災事業者のための債権買取制度に関する会長声明（2012年1月26日） (24) 被災マンションの復旧・復興に関する提言（2012年3月14日） (25) 東日本大震災から1年を経過しての復興支援に関する宣言（2012年4月14日） (26) 被災地の地方自治体が早期に公契約条例を制定することを求める会長声明（2012年4月14日）	○	○	○	○	○				①被災地現地調査（第1次現地調査報告） ②三まちづくり支援機構（阪神淡路まちづくり支援機構・東京都まちづくり支援機構・士業連絡会）のシンポジウム及び協議 ③震災ADRの開始 ④災害対策本部規則改正（定員20名→30名） ⑤災害復興委員会設置要綱改正（定員40名→80名） ⑥災害対策本部ニュース発行 ⑦「仙台弁護士会震災復興基金に関する会規」制定 ⑧罹災都市借地借家臨時処理法に関する法務省との意見交換会 ⑨震災法律相談に関するメンタルケアQ&A作成 ⑩国会議員要請活動 ⑪「既存債務からの解放を求める緊急請願」に関する署名活動（107,335筆7月27日提出） ⑫宮城県・仙台市との協議会 ⑬宮城県災害復興支援連絡会・仙台市災害復興室との協議会 ⑭仙台地裁・家裁・簡裁との協議会 ⑮私的整理ガイドライン運営委員会・仙台市支部との意見交換会 ⑯ミヤギテレビ、NHKでの法律相談コーナー ⑰河北新報での「震災法律問題Q&A」の連載（計30回） ⑱仮設住宅サポートセンターにおける支援活動 ⑲その他活動多数

	会長声明・各種提言等	被災地巡回相談	県内出張及び面談法律相談	電話相談	説明会・相談会	会内研修	自治体との連携	他士業との連携	ボランティア団体との連携	その他
福島県	(1) 東北地方太平洋沖地震にあたり福島第一・第二原子力発電所については廃炉を含めた可及的速やかなる実効的措置及び被災者等への十分な補償を求める会長声明 (3月22日) (2) 原子力損害賠償紛争審査会の審議において福島県民の意見が十分に反映されるよう求める会長声明 (4月21日) (3) 福島県民、とりわけ子どもたちの安全・安心な未来を確保するよう求める会長声明 (4月25日) (4) 児童生徒等の被ばくを極力回避・抑制すべく、幼稚園、保育園及び小中学校の屋外活動実施について慎重な判断を求める緊急要望書 (5月11日) (5) 東日本大震災及び原子力発電所事故による被災者の債務救済に関する会長声明 (5月11日) (6) 放射性物質が付着した廃棄物の適正処理を求める会長声明 (5月30日) (7) 東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している福島県民に対する偏見や差別、とりわけ県外に避難している子どもたちに対する偏見や差別をなくすよう十分な施策を求める会長声明 (5月30日) (8) 生活保護制度における義援金等の収入認定について適正な取扱いを求める会長声明 (6月6日) (9) 福島第一原子力発電所事故を早急に収束させ、住民の安全を確保し原状回復をすとも、原子力政策を転換し、被災地域を自然エネルギー推進の先進的域とすることを求める意見書 (6月27日) (10) 原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続を全国各地、県内各地で実施することを求める会長声明 (8月10日) (11) 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針に対する会長声明 (8月20日) (12) 原子力発電所を廃止し、自然エネルギーへの転換を求める決議 (8月20日) (13) 原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続を各地で実施するよう求める要望書 (9月2日) (14) 子どもたちの内部被ばくを可能な限り低減する措置を求める会長声明 (9月29日) (15) 東日本大震災及び原子力発電所事故による被災者への「法的支援事業」特別措置法の制定を求める会長声明 (12月28日) (16) 東京電力福島第一、第二原子力発電所における原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）に対する会長声明 (12月28日) (17) 南相馬市における生活保護廃止事案の審査請求採決についての会長声明 (12月28日) (18) 原子力損害賠償紛争解決センターの和解案に対する東京電力株式会社の回答に関する会長声明 (2012年2月3日) (19) 福島第一原子力発電所事故による公害被害からの生活と環境の完全回復を求める決議 (2012年2月18日) (20) 東日本大震災の被災者及び原発事故の被害者の生活再建と「人間の復興」を求める決議 (2012年2月18日) (21) 速やかに、原子力発電所を廃止し、自然エネルギーへの転換を実現することを求める決議 (2012年2月18日) (22) 福島第一、第二原子力発電所事故から1年を迎えるにあたっての会長談話 (2012年3月9日) (23) 生活保護制度における原子力発電所事故損害賠償金の収入認定について適正な取扱いを求める会長声明 (2012年6月11日)	○	○	○	○	○				原子力発電所事故被害者救済支援センター南相馬出張所設置 (2012年4月14日) 仮設住宅サポート拠点事業による仮設出張相談
山形県	-	○	○	○	○					①大学教授を迎え、放射能に関する勉強会 (会員対象) ②福島県弁護士会会員を迎え、原発事故被害者救済支援に関する勉強会 (会員対象)
岩手県	①東北地方太平洋沖地震についての会長声明 (3月18日) ②緊急提言 (4月28日) ③要請書 (東日本大震災への罹災都市借地借家臨時処理法の適用に関して) (5月27日) ④要請書 (相続の承認・放棄に関する熟慮期間の一律伸長を求める緊急要請) (6月8日) ⑤東日本大震災等の被災者への「法的支援事業」特別措置法の制定を求める会長声明 (12月28日) ⑥東日本大震災からの早期の復興を目指す決議～震災から1年を経過して～ (2012年3月21日) ⑦災害関連死に関する声明 (2012年4月11日) ⑧被災地の生活保護に関する会長声明 (2012年6月29日)	○	○	○	○	○		建築士・土地家屋調査士・税理士・司法書士・社会保険労務士・中小企業診断士等他士業との合同相談会		①陸前高田市、山田町、大槌町に法テラス拠点事務所設置 ②被災者向けの岩手弁護士会NEWS発行 ③裁判所・検察庁への要請 ④県・国への要請 ⑤各種情報提供チラシ (被災外国人向け等) ⑥相続放棄の熟慮期間に関する情報提供 ⑦その他各種要請
秋田県	①東日本大震災等の被災者への「法的支援事業」特措法の制定を求める会長声明 (2012年2月9日)	○	○	○			無料法律相談会			①研修会 ②県内各自治体へ、相談会への弁護士派遣を申入れ ③被災者向けイベントに参加
青森県	①東北地方太平洋沖地震に関する会長声明 (3月28日) ②被災者の既存住宅ローン等の減免措置を求める意見書 (7月11日) ③福島第一原子力発電所事故にかかる会長声明 (7月13日)	○	○	○	○	○				

	会長声明・各種提言等	被災地巡回相談	県内出張及び面談法律相談	電話相談	説明会・相談会	会内研修	自治体との連携	他工業との連携	ボランティア団体の連携	その他
東京	①東北地方太平洋沖地震等に関する会長声明（3月23日） ②東北地方太平洋沖地震等における被災者等の債務負担の軽減等を求める会長声明（3月29日） ③東北地方太平洋沖地震に伴う被災地からの児童・生徒の受入れ等に関する要望書（3月29日） ④東日本大震災からの復興を支援する東京三弁護士会会長声明（4月11日） ⑤資源エネルギー庁の「不正確情報対応」事業の適正化を求める会長声明（7月26日） ⑥東日本大震災等の被災者への「法的支援事業」特別措置法の制定を求める東京三弁護士会会長声明（12月27日） ⑦東日本大震災からの復興を支援する東京三弁護士会会長声明（2012年3月12日）	○	○	○	○	○				①各種震災問題研修会の実施（夏期合同研究全体討議を含む）等 ②仙台弁護士会の既存債務からの解放を求める署名活動に協力団体として参加 ③復興支援専用ページを弁護士会HP内に設立 ④復興支援専用ページにて一般市民向けブログを開設 ⑤東京弁護士会被災高校生特別義援金（愛知県弁護士会、福岡県弁護士会共催） ⑥原子力損害賠償支援機構による相談事業への弁護士派遣
第一東京	①東北地方太平洋沖地震にあたっての緊急会長談話（3月14日） ②東日本大震災からの復興を支援する東京三弁護士会会長声明（4月11日） ③東日本大震災等の被災者への「法的支援事業」特別措置法の制定を求める東京三弁護士会会長声明（12月27日） ④東日本大震災からの復興を支援する東京三弁護士会会長声明（2012年3月12日）	○	○	○	○	○				①法律相談担当弁護士に対して、「震災法律相談のノウハウ」、「被災者の心のケア」、「二重ローン問題」等をテーマとした研修会を実施 ②東日本大震災対策本部の設置 ③相談を担当する弁護士のための情報「震災法律相談Q&A」を作成し、当会ホームページにおいて一般の方々にも閲覧できるように掲載 ④震災時の法的手続きを記載した「暮らしの手引き～ここから～」を印刷（夏版、改訂版、冬版）し、被災地弁護士会や被災者に無償配付した ⑤原子力損害賠償支援機構による相談事業への弁護士派遣
第二東京	①東北地方太平洋沖地震からの復旧復興活動について（3月18日） ②東日本大震災からの復興を支援する東京三弁護士会会長声明（4月11日） ③震災に伴う発電設備設置事業につき、環境影響評価手続を除外することについての意見書（7月14日） ④東日本大震災等の被災者への「法的支援事業」特別措置法の制定を求める東京三弁護士会会長声明（12月27日） ⑤東日本大震災からの復興を支援する東京三弁護士会会長声明（2012年3月12日）	○	○	○	○	○				①東京都議会民主党に対し、協力連携体制の強化等の要請 ②東京三弁護士会東日本大震災復興・復興本部を設置 ③弁護士会HPに無料相談・弁護団案内パンナーを設置 ④原子力損害賠償支援機構による相談事業への弁護士派遣
横浜	①東日本大震災及び原子力発電所事故による被災者の救済と復旧・復興支援に関する決議（5月25日） ②相続放棄等の熟慮期間を伸長する特別法の制定を求める会長声明（6月8日） ③東日本大震災に関する第一次提言（6月8日） ④原子力損害賠償紛争解決センター申立第1号事件和解案に対する東京電力の回答に関する会長談話（2012年2月1日） ⑤原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介手続を全国各地で開催するよう求める会長声明（2012年3月7日） ⑥東日本大震災から1年が経過するにあたり、被災者及び福島原発事故被害者への支援強化を求める会長声明（2012年3月7日） ⑦大飯原子力発電所再稼働に反対する会長声明（2012年6月14日）	○	○	○	○	○	無料法律相談会 自治体に対する資料提供	士業間の 連絡会議	体験交流 会	①市民向け災害専用ページを当会HPに開設 ②会員向け災害専用ページを当会HPに開設 ③被災地活動のため、当会のスタッフジャンパー・ピブスを作成 ④被災者記録ノート神奈川県版を作成し配布 ⑤自治体等の被災者交流会への弁護士派遣・PR活動 ⑥会員向けに災害対策ニュースを発行 ⑦災害ボランティア弁護士活動報告会
埼玉	①東北地方太平洋沖地震にあたっての会長談話（3月23日） ②東日本大震災の被災者支援に関する総会決議（5月21日） ③食の安全と放射性物質に関する意見書（9月14日） ④原子力損害賠償紛争解決センターの和解案に対する東京電力株式会社の回答に関する会長声明（2012年2月14日）	○	○	○	○	○	無料法律相談会	士業間の 連絡会議	士業間の 連絡協議会 において連携	①自治体・工業・ボランティア団体との「震災対策連絡協議会」の開催
千葉県	①被災者の既存住宅ローン等の減免措置を求める意見書（7月1日） ②東京電力福島第一原子力発電所事故について、放射性物質の放出を抑え、早期に賠償を行うこと等を求める意見書（2012年2月28日） ③拙速な原発再稼働に抗議する声明（2012年7月23日）	○	○	○	○	○				①千葉県弁護士会災害対策本部設置 ②仙台弁護士会の既存債務からの解放を求める署名活動に協力団体として参加
茨城県	-	○	○	○	○	○	無料法律相談会	無料相談 士業間の 連絡会議	無料法律 相談	

	会長声明・各種提言等	被災地巡回相談	県内出張及び面談法律相談	電話相談	説明会・相談会	会内研修	自治体との連携	他士業との連携	ボランティア団体との連携	その他
栃木県	-	○	○	○	○	○	無料法律相談会		無料法律相談	①「東日本大震災被災者支援センター」開設
群馬県	①避難者に対する風評被害等に関する会長声明（6月15日） ②原子力損害賠償紛争解決センター申立第1号事件和解案に対する東京電力の回答に関する会長談話（2012年2月20日） ③区域外避難者（いわゆる自主的避難者）に対する 高速道路無料措置継続を求める会長声明（2012年4月18日）		○	○	○	○	無料法律相談会 自治体に対する資料提供	無料相談		①群馬弁護士会ニュースの発行 ②仙台弁護士会の要請を受けての、既存債務からの解放を求める緊急請願の署名活動 ③新潟県弁護士会発案の被災者記録ノートを印刷・配布 ④第一東京弁護士会編「復興のための暮らしの手引き～ここから～」の印刷・配布 ⑤避難者に対し、生活費増加分に関するアンケートの実施 ⑥憲法市民集会「原発事故と官僚の責任～日本は再生できるのか～」
静岡県	①浜岡原子力発電所の廃止を求める意見書（5月24日）	○	○			○		士業間の連絡会議		①「原発事故被害者サポートセンター」の設置
山梨県	-	○	○			○		士業間の連絡会議		①月1回の災害対策委員会開催
長野県	①国の原子力政策の転換等を求める総会決議（11月26日）	○	○	○	○		無料法律相談会			
新潟県	①東北地方太平洋沖地震等に関する会長声明（3月18日） ②東日本大震災の被災者に対する現金給与を求める要請書（4月1日） ③福島第一原子力発電所からの避難者に対して 迅速かつ適切な仮払いを行うことを求める会長声明（4月9日） ④「東日本大震災に係るインターネット上の流言飛語への適切な対応に関する要請」の撤回を求める会長声明（4月12日） ⑤東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の重大事故に関する会長声明（4月12日） ⑥仮払補償金の支払対象者に関する会長談話（4月19日） ⑦原子力損害賠償紛争審査会の会議のあり方等に関する緊急申入書（4月21日） ⑧原子力発電所事故被災者の「生の声」を踏まえた適切な損害賠償及び真の被害回復の実現を求める総会決議（5月20日） ⑨原子力損害賠償紛争審査会の仲介組織設置に関する申入書（7月26日） ⑩原発事故被害者の立場にたつて原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程の改正又は適切な運用を求める意見書（9月13日） ⑪「民間賃貸住宅借上げ制度の新規受付年内打ち切り要請」に関する会長声明（12月13日） ⑫東日本大震災及び福島原発事故による被災者への「法的支援事業」特別措置法の制定を求める会長談話（2012年3月6日）	○	○	○	○					①震災ノート、原発QA、原発紙芝居、広報用ポケットティッシュ、広報用ボールペン、広報用横断幕、広報用ジャンパー等制作
愛知県	①東日本大震災の被災者支援に関する会長声明（4月11日） ②定期検査などのために停止中の原子力発電所の現段階の再稼働に反対する会長声明（2012年2月15日） ③関西電力大飯原子力発電所の再稼働に反対する会長声明（2012年6月6日）	○		○	○		無料法律相談会			①東日本大震災対策本部を設置 ②被災者の方向けの弁護士会ニュースの発行 ③中弁連主催の陸前高田市への視察派遣
三重県	①大飯原子力発電所の再稼働に反対する会長声明（2012年6月28日）	○		○						①三重弁護士会災害対策委員会を設置 ②三重県防災危機管理部担当者と協議会実施
岐阜県	①関西電力大飯原子力発電所の再稼働に反対する会長声明（2012年6月4日）		○	○		○				
福井県	①「福井県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」に関する会長声明（4月28日） ②大飯原発の再稼働が行われたことに抗議するとともに、停止中の原発につき再稼働しないことを求める会長声明（2012年7月18日）		○							①「派遣弁護士候補者名簿」の作成 ②「東日本大震災で被災された方に対する無料法律相談対応弁護士名簿」の作成
金沢市	①東日本大震災による被災者の救済と復興支援に関する決議（7月8日） ②志賀原発の拙速な再稼働に反対する会長声明（2012年5月2日）		○			○				①プロジェクトチームの立ち上げ ②県内避難者に、弁護士会ニュースと無料法律相談案内チラシを配布
富山県	-		○							①派遣弁護士候補名簿作成（中弁連送付済み） ②陸前高田市へ相談補助員として会員派遣（中弁連開催）

	会長声明・各種提言等	被災地巡回相談	県内出張及び 面談法律相談	電話相談	説明会・相談会	会内研修	自治体との連携	他 工業との連携	ボラン ティア 団体 との 連携	その他
大阪	①東日本大震災についての緊急会長談話（3月14日） ②東日本大震災における被災者の生活再建に係る関係法規の運用改善及び法改正に関する緊急意見書（4月7日） ③「東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所事故における被災者のうち、債務負担のある者の救済に関する緊急意見書」（4月20日） ④東日本大震災ならびにこれに伴う原子力発電所事故による被災者の救済と生活再建に全力を尽くすことの宣言（5月31日） ⑤若狭湾原子力発電所の再稼働と老朽炉に関する会長声明（7月29日） ⑥原子力損害賠償紛争解決センターの事務所を全国各地に設置することを求める会長声明（11月4日） ⑦東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所事故等から1年を迎え、今後もなお継続的に被災者への支援活動を行うにあたっての決議（2012年3月13日） ⑧関西電力大飯原子力発電所の拙速な再稼働に反対する会長声明（2012年4月24日） ⑨会長談話※関西ADR集団申立て（2012年5月7日）	○	○	○	○	○	無料法律相談会			①大阪弁護士会ニュースの発行（第9号まで済） ②被災者ノート大阪版配布 ③会員向け震災NEWSの発行 ④避難者支援団体等懇談会の開催 ⑤避難者への実態ヒアリング調査 ⑥仙台弁護士会の既存債務からの開放を求める署名活動に協力団体として参加。 ⑦復興支援専用ページを弁護士会HP内に設立。 ⑧「月刊大阪弁護士会」での活動報告 （1）「仙台七夕in大阪」のご報告 （2）「緊急特集 東日本大震災の復興支援活動」 （3）「大阪弁護士会災害復興支援状況報告」 （4）「特集II 私たちの復興支援」 （5）「特集 私たちの復興支援2」 （6）「スペシャルレポート 東日本大震災復興支援チャリティコンサートのご報告」ほか ⑨一般市民向け原発連続学習会 シンポジウム（遠隔地避難者支援）
京都	①東北地方太平洋沖地震に関する会長声明（3月24日） ②東日本大震災発生から1年を迎えての会長声明（2012年3月12日） ③関西電力大飯原子力発電所の再稼働に対する会長声明（2012年6月18日）	○	○	○	○	○	ワンストップ相談会 中小企業サポート事業	ワンストップ相談会		①被災地での出張法律相談の報告会 ②災害復興支援に関する研修会 ③原発被害京都弁護士会 ④原発問題連続学習会
兵庫県	①東北地方太平洋沖地震・津波災害に関する緊急決議（3月15日） ②東日本大震災復興・復興対策立法に関する緊急提言（4月7日） ③被災地・被災地住民本位の復興・復興を实践するための「地域委員会（仮称）」の設置を求める提言（4月28日） ④災害救助制度の改正及び運用改善に関する緊急提言（4月28日） ⑤被災者生活再建支援法改正及び運用改善に関する意見書（5月25日） ⑥災害弔慰金の支給に関する法律及び同法施行令の改正等を求める意見書（5月25日） ⑦東日本大震災の被災者が抱える既存債務からの解放を求める会長声明（6月23日） ⑧東京電力株式会社が行う原発事故被害者への損害賠償手続に関する会長声明（9月21日） ⑨被災者本位の復興まちづくりの法整備と計画の具体化を求める意見書（10月26日） ⑩原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続を全国各地で実施することを求める会長声明（10月26日） ⑪被災者支援のための「法的支援事業特別措置法」の早急な制定及びその予算措置を求める会長声明（11月24日） ⑫東日本大震災から1年を迎えるにあたって（2012年3月9日） ⑬原子力損害賠償紛争解決センターによる口頭審理を被害者の住所地で開催することを求める緊急会長声明（2012年7月10日） ⑭関西電力大飯原子力発電所の運転停止を求める会長声明（2012年7月26日）	○	○	○	○	○		無料相談	無料法律相談 東電に対する賠償請求についての説明会・相談会	①東日本大震災復興支援本部を設置 ②東日本大震災復興に関する地元国会議員との意見交換会 ③仙台弁護士会が実施した、既存債務からの解放を求める署名活動への協力 ④兵庫県内の自治体に避難者受入れ状況等についてのアンケート実施 ⑤福島県原子力災害記録ノート（兵庫県版）を作成し、ホームページに掲載・希望者に配布 ⑥原子力損害賠償紛争解決センター簡易書式を備え置き、希望者に配布
奈良	-	○	○	○	○					
滋賀	①東北地方太平洋沖地震災害に関する会長声明（3月16日） ②安全設計審査指針等が改訂されるまで原子力発電所を再稼働させないことを求める会長声明（2012年6月12日）					○				①「滋賀県内避難者交流会」共催
和歌山	①東北地方太平洋沖地震についての会長声明（3月31日） ②原子力発電を中心としたエネルギー政策からの転換を求める会長声明（12月16日） ③関西電力大飯原子力発電所再稼働に反対する会長声明（7月12日）	○		○				和歌山県との相談業務に関する協定書締結		①「3.11被災避難者（児）支援の集いinわかやま」（NPO主催）への後援

	会長声明・各種提言等	被災地巡回相談	県内出張及び面談法律相談	電話相談	説明会・相談会	会内研修	自治体との連携	他士業との連携	ボランティア団体との連携	その他
広島	①東北地方太平洋沖地震に関する会長声明(4月11日) ②大飯原子力発電所3号機再稼働に抗議する会長声明(7月11日)		○		○			無料相談会		①東日本大震災士業連絡協議会発足(士業は、2012年2月時点で14団体に拡大) ②被災者支援ニュースを定期的に発行し、県からの送付物と合わせて各避難者宅へ送付
山口県	-		○			○	無料法律相談会			
岡山	①東日本大震災に関する会長声明(4月1日)			○						
鳥取県	①東北地方太平洋沖大震災に関する会長声明(3月26日)					○				
島根県	-		○	○						原発問題特別委員会を設置し、市民向け連続市民講座の開催(島根原子力発電所等関係機関の見学等も実施)
香川県	-		○			○				①災害対策本部会議実施(会内の安否確認、インフラ点検、他会のマニュアル調査、他会との連携について)
徳島	-		○				自治体に対する資料提供			
高知	-				○	○				
愛媛	-				○					
福岡県	①「東北地方太平洋沖地震についての緊急声明」(3月28日)【九弁連管内弁護士会共同声明】 ②東日本大震災による被災者の救済と復興支援に関する総会決議(5月25日) ③「東日本大震災から1年の課題に関する共同声明」(2012年3月6日)【九弁連管内弁護士会共同声明】		○	○	○	○	自治体に対する資料提供 弁護士会実施の無料法律相談等の案内		被災者支援のための資料提供	①ADR申立て手数料無料化 ②東日本大震災復興支援対策本部を発足 ③震災関連出張相談担当会員のMLを開設
佐賀県	①「東北地方太平洋沖地震についての緊急声明」(3月28日)【九弁連管内弁護士会共同声明】 ②九州電力玄海原子力発電所の拙速な再稼働に反対する会長声明(7月8日) ③「東日本大震災から1年の課題に関する共同声明」(2012年3月6日)【九弁連管内弁護士会共同声明】		○			○	無料法律相談会 自治体に対する資料提供			
長崎県	①「東北地方太平洋沖地震についての緊急声明」(3月28日)【九弁連管内弁護士会共同声明】 ②「東日本大震災から1年の課題に関する共同声明」(2012年3月6日)【九弁連管内弁護士会共同声明】			○		○	自治体に対する資料提供			
大分県	①東日本大震災に関する会長声明(3月18日) ②「東北地方太平洋沖地震についての緊急声明」(3月28日)【九弁連管内弁護士会共同声明】 ③東日本大震災から1年の課題に関する共同声明(2012年3月6日)【九弁連管内弁護士会共同声明】		○							①会員向け債務問題・原発関連の研修会 ②災害対策委員会委員が大分県庁を訪問し、避難者に対する支援について担当職員と協議
熊本県	①東北地方太平洋沖地震についての緊急声明(3月28日)【九弁連管内弁護士会共同声明】 ②東日本大震災から1年の課題に関する共同声明(2012年3月6日)【九弁連管内弁護士会共同声明】 ③福島第一原発事故に伴う徹底した健康調査を求める会長声明(9月14日)		○		○	○	無料法律相談会 弁護士会実施の無料法律相談等の案内			
鹿児島県	①東北地方太平洋沖地震についての緊急声明(3月28日)【九弁連管内弁護士会共同声明】 ②東日本大震災から1年の課題に関する共同声明(2012年3月6日)【九弁連管内弁護士会共同声明】			○	○			相談体制連携の可否についての照会		
宮崎県	①東北地方太平洋沖地震に関する会長声明(3月23日) ②九弁連共同声明「東北地方太平洋沖地震についての緊急声明」(3月28日) ③九弁連共同声明「東日本大震災から1年の課題に関する共同声明」(2012年3月6日)		○	○		○				
沖縄	①九弁連共同声明「東北地方太平洋沖地震についての緊急声明」(3月28日) ②九弁連共同声明「東日本大震災から1年の課題に関する共同声明」(2012年3月6日)		○	○	○	○				①法律相談等の支援を行うにあたり、岩手、宮城、福島の各県に弁護士を2名ずつ派遣し、現地視察を行っている

(2012年7月31日現在)

被災地における私の弁護士としての活動

私は、弁護士業務を開始してわずか3か月足らずで東日本大震災に被災しました。弁護士としての実務経験もほぼないような状況の中で、自分に何ができるのか、何が被災者の方々に求められているのかを問うた結果、被災者の方々に寄り添った形での生のご相談をお聞きすることに至りました。以下、震災後、私が携ってまいりました被災者の方々を対象とする法律相談活動に焦点を当てて、お伝えしたいと思います。

仙台方面にて

私は、震災直後は、震災電話相談や仙台方面の各市・区役所における法律相談、気仙沼等の避難場所での現地出張相談に参加しました。参加回数は、昨年9月までの間に、順に27回、15回、3回でした。震災直後は、被災者生活再建支援制度等の制度説明にとどまるようなご相談が多数ありましたが、徐々に、近隣紛争や、建物明渡し等のご相談が多く見られるようになりました。そのような中、より被災の大きかった地に行って震災復興に携わっていきたいという思いから、宮城県石巻市にて事務所を開設することとなりました。

石巻方面にて

石巻方面においては、主として、昨年9月までは同市の市役所内の一角をお借りし、週1回程度、震災法律相談に参加しました。当初は、ひっきりなしにご相談者がいらっしゃり、1日に15名くらいの方

中尾 健一（仙台弁護士会）

のご相談をお聞きし、昼食もとれない状況もよくありました。昨年10月からは、場所を石巻法律相談センターに移し、毎週1回法律相談を担当し、多いときは10名前後、平均して5名くらいの相談者の方々にお越しいただきました。

また、女川町役場（3回）、東松島市矢本（2回）や登米（1回）、気仙沼（1回）の仮設住宅での出張相談や、気仙沼法律相談センターでの法律相談（2回）も担当させていただきました（括弧内は参加回数）。

石巻方面におけるご相談においては、相続に関するものが一番多く、次に債務整理に関するもの（住宅ローン含む）、次いで離婚という順です。相続については、相続人の方々も被災されておりその調査や、相続財産に市の買上げの対象となっている土地が含まれその評価が問題となることも多々あります。

私はこれまで、被災者の方々に寄り添う形での法律相談に重きを置いて活動してまいりました。ただ、現在においては、地元の各関係機関とも協力し、より積極的に被災者の方々と関わっていくこと、その上で被災地がどのような状況にあってどのようなニーズがあるのかなどの、情報の発信をしていくことが求められていると実感しております。



「なんでも相談会」会場の前で。